

令和4年塩尻市議会9月定例会

予算決算常任委員会会議録

○日 時 令和4年9月8日(木) 午前10時00分

○場 所 第一・第二委員会室

○審査事項

議案第7号 令和3年度塩尻市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

議案第8号 令和3年度塩尻市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

議案第9号 令和3年度塩尻市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定について

議案第27号 令和4年度塩尻市一般会計補正予算(第5号)

議案第32号 令和4年度塩尻市一般会計補正予算(第6号)

議案第28号 令和4年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第30号 令和4年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算(第2号)

議案第31号 令和4年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

議案第29号 令和4年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

○出席委員

委員長	中村 努 君	副委員長	篠原 敏宏 君
委員	牧野 直樹 君	委員	樋口 千代子 君
委員	赤羽 誠治 君	委員	小澤 彰一 君
委員	中野 重則 君	委員	横沢 英一 君
委員	西條 富雄 君	委員	青柳 充茂 君
委員	山口 恵子 君	委員	古畑 秀夫 君
委員	丸山 寿子 君	委員	柴田 博 君
委員	永田 公由 君		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局長	小松 秀典 君	事務局次長	小澤 秀美 君
事務局係長	酒井 千鶴子 君	事務局主事	清沢 光晴 君

午前9時58分 開会

○委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから9月定例会予算決算常任委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員出席しております。副市長から一時欠席する旨の届出がありましたので御報告いたします。

昨日に引き続き、議案の審査を行います。入退出は随時行ってください。

議案第7号 令和3年度塩尻市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

○委員長 それでは、議案第7号令和3年度塩尻市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○上水道課長 それでは、資料は令和3年度水道事業会計・下水道事業会計・農業集落排水事業会計決算書2ページからとなります。決算説明資料は1ページからとなります。

決算書2ページ、1概況(1)総括事項につきましては、本会議の議案説明において説明いたしましたので、省略いたします。

5ページ、(4)職員に関する事項は、組織再編に伴い記載内容を変更いたしました。ア職員配置別内訳については、上下水道の業務を兼務する職員を明確とするため、水道事業部全体の職員数を記載いたしました。イ会計支弁別内訳については、3事業会計それぞれが支弁する職員数を記載しました。なお、下水道事業会計及び農業集落排水事業会計の決算書は、この内容と同様となるため、表の掲載を省略させていただきました。

7ページ、2工事(1)工事の概況、建設改良費で施工いたしました工事は25件です。工事一覧は、7ページから8ページの一覧表を御覧ください。

9ページ、3業務、中段のイ給水業務(ア)有効水量、令和3年度の配水量は853万3,331立方メートル、有収水量は733万4,634立方メートル、有収率は86.0%となりました。

11ページ、(2)(3)事業収入と事業費に関する内容につきましては、後ほど決算付属書類で説明いたします。

12ページ、4会計(1)重要契約の要旨、工事の部、契約金額1,000万円以上の工事は6件、次のページ、委託の部、契約金額200万円以上の委託は14件でした。

14ページ、(2)企業債の概況、ア借入状況は、建設改良事業の財源として7,910万円を地方公共団体金融機構から借りました。30年償還で、利率は年0.7%です。イ償還状況は、表中の合計の欄を御覧ください。年度末の借入総件数は112件、令和3年度中の償還元金は111件、3億8,478万3,801円、支払利息は111件、7,904万3,861円、元利合計4億6,382万7,662円の支出となりました。なお、企業債明細書は決算書の46ページから49ページに記載してあります。

29ページ、決算付属書類の収支明細書を説明いたします。3収益費用明細書、金額につきましては税込みです。科目ごとの前年度比較は、決算説明資料の2ページを併せて御覧ください。

収益の部、1款1項営業収益1目給水収益15億2,112万5,260円。

1節水道料金は、前年度比728万円余、0.5%の減となりました。備考欄、調定給水量は731万5,847立方メートル、前年度比0.8%の減。給水件数は3万5,403件、前年度比0.8%の増となりました。なお、収納率は98.7%で、前年度と同率でした。

3目その他営業収益3節他会計負担金8,937万円は、下水道事業会計及び農業集落排水事業会計からの使用料徴収経費負担金が主なものとなります。

4節施設負担金2,170万1,900円は、新規加入件数が減少したことにより、前年度比1,300万円余の減となりました。

30ページ、2項営業外収益3目1節資本費繰入収益538万8,000円及び4目1節他会計補助金2,875万2,000円は、いずれも一般会計からの繰入金で、主に起債の償還に充てるためのものです。

3項特別利益2目1節過年度損益修正益103万1,000円は、賞与引当金取崩額の確定に伴い、引当金に不用額が生じたことから、前年度損益を修正するため計上したものとなります。

31ページ、費用の部、1款1項営業費用1目原水及び浄水費4億3,512万908円は、浄水場、配水池、ポンプ場など、浄水施設に関する維持管理費となります。

32ページ、20節委託料3,554万2,510円のうち1つ目の黒ポツ、水質検査業務委託料は、水道法で検査が義務づけられた項目及び農薬項目等について水質検査を実施したものです。下から2つ目の黒ポツ、豪雨災害取水口土砂撤去業務委託料は、昨年8月の大雨災害で境沢水源の取水口に大量の土砂が流入したため、災害協定に基づき、塩尻市水道事業協同組合に土砂撤去作業を委託したものです。

23節修繕費2,590万5,880円は、浄水場施設9件、その他の施設で16件の修繕で、主に機械設備や計装設備の修繕となります。

28節動力費3,920万3,342円は、浄水場施設等の電気料で、電力使用量は前年度比で0.3%削減しましたが、原油価格の高騰により、金額は前年度比1.2%の増となりました。

38節受水費2億9,418万5,345円は、1つ目の黒ポツ、長野県企業局松塩水道用水受水費の受水単価は、前年度と変わらず48.84円です。

33ページ、2目配水及び給水費7,882万11円は、管路などの給配水設備及び給水装置に関する維持管理費です。

20節委託料1,563万3,860円、3つ目の黒ポツ、給排水設備受付検査業務委託料は、給排水設備工事の申請受付から竣工検査までの業務を委託したもので、3事業会計で一括委託したうち、水道事業会計が負担した金額となります。6つ目の黒ポツ、豪雨災害土砂撤去業務委託料からその下2つの黒ポツにつきましては、昨年8月の大雨災害で土砂崩れにより被害を受けた勝弦中継ポンプ場の土砂撤去作業、土砂の運搬処分、機械室の洗浄業務を委託したものととなります。

23節修繕費4,588万3,515円は、漏水等による給配水管の修理工事を117件、消火栓移設工事を4基行いました。

34ページ、4目業務費1億7,956万1,132円は、水道料金等の徴収業務に関する諸経費です。

20節委託料1億4,332万4,670円、1つ目の黒ポツ、水道料金等徴収業務委託料は、塩尻市水道お客さまセンターでの水道料金等賦課徴収業務を塩尻市水道事業協同組合に委託したもので、第1期契約5年間の最終年度分となります。一番下の黒ポツ、検定有効期間満了メーター取替業務委託料は、有効期間の8年を経過するメーター5,155件を交換したものです。

35ページ、23節修繕費584万9,650円、2つ目の黒ポツ、塩尻市水道お客さまセンター修繕費は、受付スペー

スを拡張し、密集密接状態を解消するなど、窓口サービスの向上を図るため、事務所スペースを約 15 平米拡張する工事を実施したものです。

5 目総係費 3,846 万 5,335 円は、水道事業全般に関する事務的経費となります。

37 ページ、6 目減価償却費 6 億 9,267 万 2,514 円は、令和 3 年度に増加した減価償却費を費用計上したものです。

38 ページ、2 目消費税 7,229 万 7,563 円は、令和 3 年度に確定した消費税納税額です。

39 ページ、4 資本的収入支出明細書、科目別の前年度比較については、決算説明資料 4 ページを併せて御覧ください。

収入の部、1 款 1 項 1 目企業債は、主に配水管改良工事の財源として借り入れたものです。

3 項 1 目他会計負担金 467 万 8,936 円は、一般会計から依頼された消火栓新設・更新工事 5 基分の負担金です。

2 目建設工事負担金 99 万円は、下水道事業関連で施工した配水管布設工事に関する負担金です。

4 項 1 目他会計補助金は、企業債元金償還金に対する一般会計からの繰入金です。

40 ページ、支出の部、1 款 1 項建設改良費 2 目配水施設費 2 億 1,800 万 1,433 円は、主に管路施設に関する改良費です。

20 節委託料 2,125 万 7,500 円、2 つ目の黒ボツ、勝弦中継ポンプ場災害関連は、昨年 8 月の大雨災害で被災した施設を復旧するために、災害状況の調査と復旧工事に必要な財源を確保することを目的に、国庫補助金の災害査定のための設計業務を委託したものです。次の黒ボツ、みどり湖東橋水管橋災害関連は、同じく大雨災害で崩落したみどり湖東橋の復旧工事に伴い、橋の両側にあった水管橋を橋の下流側へ移設することとしたため、改良工事に必要な測量、設計業務を委託したものです。

26 節工事請負費 1 億 4,867 万 2,560 円、上水道施設耐震化等推進事業です。配水管延長 1,647 メートルの改良工事を行い、主要管路の耐震化を進めました。

41 ページ、3 目浄水施設費 3,978 万 7,294 円は、主に浄水場や配水池に関する改良費です。

20 節委託料 484 万円は、上西条浄水場の再構築に伴い、設計水量を決定するとともに、浄水場全体の配置、施工方法など基本設計の業務を委託したものです。

26 節工事請負費 1,427 万 8,000 円は、耐用年数の経過したろ過流量調整計や配水流量計など、機械・電気設備の更新工事を行ったものです。

42 ページ、4 目受託建設費 929 万 6,302 円、26 節工事請負費 538 万 9,000 円は、一般会計から依頼された消火栓 5 基の新設・更新工事と下水道事業関連の工事を実施いたしました。明細書の説明は以上となります。

それでは、20 ページ、2 令和 3 年度塩尻市水道事業損益計算書です。損益計算書は、事業収支から経営の状況を表すもので、金額は税抜きとなっております。右から 1 列目、2 列目の合計欄を御覧ください。1 営業収益 14 億 9,352 万 7,246 円、2 営業費用 13 億 7,719 万 3,145 円で、営業利益は 1 億 1,633 万円余、前年度比 3,496 万円余の減となりました。3 営業外収益 2 億 3,942 万 748 円、4 営業外費用 8,101 万 2,325 円で、経常利益は 2 億 7,474 万円余、これに特別損益を加え、当年度純利益は 2 億 7,539 万 2,760 円、前年度比 2,736 万円余の減となりました。その他未処分利益剰余金変動額を加えた当年度未処分利益剰余金は 5 億 7,814 万 8,389 円となりました。

21 ページ下の段、4 令和 3 年度塩尻市水道事業剰余金処分計算書（案）を御覧ください。先ほどの損益計算書

で生じた当年度未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を経て処分するものです。処分する額は、表中一番右の列、未処分利益剰余金の欄、当年度末残高は5億7,814万8,389円です。処分案の内容は、減債積立金に2億7,539万2,760円を積み立て、自己資本金に3億275万5,629円を組み入れるものです。この処分につきまして、議会の議決を求めるものです。

水道事業会計の説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、説明を受けた部分について、委員の皆さんから質問はありますか。

○永田公由委員 基本的なことをお伺いしたいのですが、こちらの決算書のほうは全て税抜きになって説明されていて、決算説明資料のほうは税込みになっているのですよね。これは、税込みと税抜きで変えている理由というのは何かあったらお願いします。

○上水道課長 決算説明資料につきましては、まず2ページをお開きいただきますと、収益的収入及び支出について税込みの金額で、次の3ページにつきましては税抜きの金額で記載をさせていただいております。これにつきましては、企業会計上、予算については税込みの価格で全て記載していますので、決算書につきましても明細については税込みの額で記載をさせていただいております。ただ、地方公営企業法上、損益計算書、貸借対照表上では税抜きの金額を示させていただいておりますので、それとの比較ができるように両方の数字を載せております。

○永田公由委員 これは、税は10%でいいということですか。

○上水道課長 現在の消費税税率10%になっておりますので、その額を抜いています。

○永田公由委員 他会計へ上水道から3,000万円、それから下水道から2,000万円で、一般会計5,000万円出していますよね。これは舗装の復旧工事ということで、これは何か一般会計のほうとの取決めがあって、距離に関わらず、上水は3,000万円、下水は2,000万円という決めがあるのですか。

○下水道課長 舗装本復旧の負担金に関しましては、水道事業部のほうは、下水道課が窓口になって建設事業部と協議させていただきましたので、私から説明をさせていただきます。

舗装本復旧につきましては、本来でしたら、それぞれ水道の下水工事をやった翌年度に事業者で行うべきなのですが、水道や下水道管をやった部分については比較的路盤が入っているのですが、古い世代に舗装された部分について、建設土木のほうで舗装された箇所については、一部路盤が薄いところがあります。その部分を水道や下水道事業者のほうで全面復旧してしまいますと、路盤の浅いところがあり、路盤の薄いところが残ってしまいます。

なので、水道事業部から建設課に負担金をお支払いして、本来、下水上水でやらなければいけない部分については負担金でやっていただいて、路盤の足りない部分については建設課のほうでお金を追加で出していただいて、舗装復旧したところ全体にしっかり路盤も入った状態で復旧できるような趣旨で行いました。行う箇所につきましては、建設課のほうで地区の要望とか道路の傷み状況を勘案しながら決めていただく。行った箇所について、下水道や水道のほうで本来復旧しなければいけないところ、相当分の費用については、公益企業会計から一般会計に上がっている負担金でお支払いしているという状況です。

○永田公由委員 要は、その3,000万円と2,000万円というのは、これはもう取り決めて、距離とか舗装の面積とかに関係なくて、毎年同じ金額が出されているということですか。もう3,000万円と2,000万円は固定したも

ので出しているという理解でいいですか。

○下水道課長 令和3年度から、そのような形で水道3,000万円、下水2,000万円という形で、定額で一般会計にお支払いしております。

○委員長 ほかにありますか。

○柴田博委員 決算書の34ページの委託料の中の検定有効期間満了メーター取替業務ですけれども、5,155件ということですが、これは取替工事の値段なのか、それとも取り替えるメーターも含めているのか。それから、取り外したメーターの処分とかはどうするのか、その辺をもう少し聞かせてもらえますか。

○上水道課長 34ページの委託料につきましては、取替えの工事に関する取替えのための費用についての委託料になります。検定有効期間満了メーターの購入につきましては、年度始まってすぐに委託に出して工事が進められるように、前年度に検満で使うメーターについては購入をしております。ですので、次のページの材料費のところを取替メーター4,945個というのが載っておりますけれども、こちらが令和4年度に取替えをするメーターということで購入をさせていただいております。

○柴田博委員 外した古いメーターの処分などはどうなっているのですか。

○上水道課長 それにつきましては、担当係長から説明をいたします。

○総務係長 回収したメーターにつきましては業者が回収しまして、もう1回再利用をして、バーターというのですけれども使えるようにして、また次のメーターとして新しく使っております。

○柴田博委員 業者に引き取ってもらうということですが、例えば市からお金を払って引き取ってもらうとか、逆にお金をもらって引き取ってもらうとか、その辺はどうなのですか。

○総務係長 引取り業務につきましても、このメーター交換取替業務に含まれております。

○柴田博委員 もう1点、違う件です。今、水道料金の徴収等は委託してやっていると思うのですが、少し前の話ですが、水道料金が払えなくていたら、市のほうで、払えないなら水を止めるぞということで止められてしまったという苦情が私のほうに来ました。滞納になっている場合とか、未納になっている場合とかの処理というのはどのようにやっているのか、基本的な考え方を聞かせてください。

○上水道課長 水道料金をお支払いいただけない場合、納期限がありますので、納期限までにお支払いいただけない場合には督促状をまず発行いたします。督促状を発行してもお支払いいただけない場合には、催告等をさせていただく中で、次に進みますと、給水停止という処分があります。

これにつきましては、まず給水停止になりますというお知らせをさせていただいてから、こちらにお問合せをいただくようにしております。支払えない状況ですとか、そういった内容をお聞きする中で、もし給水停止をしないということになりますと、お支払方法などを窓口で説明していただいて、その上で給水停止はしないということになります。ただ、そういったお問合せがないまま支払いがされない状況が続きますと、こちらから給水停止をする時期をお知らせして、給水停止に至るという流れでやっております。

○柴田博委員 その場合に、相談の上、例えば滞納額を全額一遍にというのは無理な場合等あると思うのですが、そういう場合には、分割で払ったりすることも含めて相談に乗っていただいているということでしょうか。

○上水道課長 そのとおりで、お支払いが一括で難しいという場合には、分割納付の相談をさせていただいて、

書類を出していただいた上で、お約束した金額を納めていただくようにしております。

○柴田博委員 ちなみに、1年間で給水停止した件数というのは、分かったら教えてください。

○上水道課長 今手元に数字がありませんので、後ほどお知らせいたします。

○柴田博委員 お願いします。

○委員長 ほかにありませんか。

○古畑秀夫委員 先ほど永田委員ので、上下水などの道路の傷みなどの場合は、今は上水道課なり下水道課へ言わなくて、建設課へ言ったほうがいいということですか。

○上水道課長 道路の傷みに関しましては、建設課のほうで受付をしておりますが、マンホールの周りですとか、水道工事でやった部分、分かっている部分については、こちらにお知らせいただければ、こちらのほうから対応をさせていただくように手続をするということになります。

○古畑秀夫委員 それでは、今までどおり上水道課なり下水道課のほうへ言えばいいということですか。

○上水道課長 こちらのほうに御連絡いただければ対応いたします。

○委員長 ほかにありませんか。

○横沢英一委員 上水道施設の耐震化等の推進事業でお聞きしたいのですが、今ニュースなどを聞いていますと、和歌山県などは水管橋が落橋したというような、2年ぐらい前にあったと思います。各地域で老朽管が破裂して大分大変な状況になっていることがあると思うのです。私どもの塩尻市は、以前は石綿管があつて、この管が非常に悪さをするという時代があつたのですが、今、それは全部改修になって、よくなっていると思います。

耐震の目線で考えますと、水路の配水管、その辺のことについては、この決算説明資料で行くと、今年は1,647メートルの改修工事が終わったということが書いてあります。漠然とした質問になって申し訳ないのですが、全体として水道管はものすごく長くて大変だとは思いますが、どんな状況で考えておられるのか、分析されているのか。要は、老朽管、まだこのくらいありますか、そのような状況はどんなものでしょうか。

○上水道課長 管路の耐震化につきましては、水道事業におきましてはアセットマネジメントを行いまして、それに基づいて進めているところです。その中では、主要管路という管路について、主に耐震化を進めましょうということを進めています。

主要管路というのは、主に避難所ですとか病院、そういった重要施設につながっている配水管等になります。この延長につきましては、今、市内に144.6キロメートルほどあるのですけれども、そのうち、令和3年度の時点で42.6%まで耐震化をさせていただいております。ただ、市内全体ということになりますと、まだまだ主要管路以外の管路もありますので、全ての管路ということになりますと、かなり低い状況になるのですけれども、この42.6%という数字につきましては、全国平均を上回る数字になります。今のところ、その主要管路という部分について主に進めさせていただくことでやっております。

○横沢英一委員 なかなか漠然とした質問で申し訳なかったのですが、すごく老朽度の進んでいる路線というのは、大体何パーセントあるのかはわかりますか。

○上水道課長 担当係長から内容を説明させていただきます。

○上水道係長 老朽度が進んでいるというのは把握していないのですが、アセットマネジメントで埋設年度ですとか、そういったものを調べておりまして、主要管路のみならず、老朽度が進んでいるもの、埋設年度ですとか

管修、それを全て平面図で色分けしております。そういったところの位置ですとか場所などは、把握しているところではあります。

ちなみに現在、基本的にはビニル管というものが非耐震管となっておりますので、それが現在市内の全体の中では25%ぐらい、4分の1ぐらいが、現在まだビニル管が残っているというところではあります。ですので、今課長のほうからも話がありましたとおり、主要管路の耐震化を進めるとともに、そういった老朽管の改良も市民生活にとっては重要なことだと思いますので、両輪で今後進めてまいりたいと思っております。

○横沢英一委員 ありがとうございます。なかなかこういうものは事故になってみて大変だとは思いますが、今聞くと、ある程度そういうことを把握されているということですので、ぜひ要望でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

○柴田博委員 決算説明資料の10ページの下の方に給水原価というのがあるのですが、立米当たり171.39円とあるのです。先ほどの説明の中で、32ページの松塩水道用水のところ、立米当たり48.84円と説明されたと思うのですが、それとの関係はどういうことになるのでしょうか。

○上水道課長 給水原価につきましては、水を浄水したところから家庭に配水給水するところまでの原価を示しております。ですので、松塩水道用水から買っている水につきましては、買った時点で48.84円なのですが、それを塩尻の水と一緒に給配水しておりますので、家庭まで届ける最終的な給水原価としては、同じ状況になります。ですので、松塩水道用水の水については、浄水をしていただく部分のみの定価というものになります。

○柴田博委員 松塩水道用水の分と、あと、それ以外の自主水源等から配水するものを合わせて、その全部の必要な、かかった金額を総量で割った価格が、この値段になるということでしょうか。

○上水道課長 そのとおりです。

○柴田博委員 それを実際に給水した場合には、その下の1立米当たり188.54円で買っているということですか。

○上水道課長 供給単価につきましては、実際に給水収益を年間の有収水量で割ったものですので、皆様からお支払いいただいている給水収益が1立米当たり幾らかかるといったものを示したことになります。

○柴田博委員 そうすると、例えば松塩水道用水を使う場合にも48.84円だけど、それに配水管であるとかポンプの電気料とかいろいろありますから、それよりも高くなるのは分かるのですが、実際に自主水源から取ったものを処理するほうが、非常にお金がかかっているということなのではないでしょうか。

○上水道課長 今、塩尻市で平均給水量のうちの約70%が松塩水道用水からの水となっております。ですので、残りの30%の部分が自己水源から処理している部分になるのですが、この部分につきましては、浄水単価を試算してみますと、松塩水道用水から買っている48.84円より10円から十数円高いくらいという試算をしています。

ですので、松塩水道用水から買った水のほうが、塩尻市で自己水源から水を取って浄水する単価より安いという、それは量にもよります。松塩水道用水のほうは一度に8万1,000トンという浄水をしていますので、それで行きますと、コスト的にはやはり大きな浄水場で作ったほうが、単価が下がるという状況になります。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 ほかにありますか。

○副委員長 有収率が八十数パーセントということで、個人の漏水の分というのは、有収水量には入らないという認識でよろしいですか。

○上水道課長 個人のお宅で漏水になって減免している部分があるのですけれども、これは決算書の9ページを見てみますと、イの給水業務の表の中の無効水量という部分に入ってきますので、その部分は有収水量の計算の中には入ってきません。

○副委員長 有収率を上げるというのが経営の効率につながるという原理だと思います。市が持っている管路については、先ほど改修の計画だとか、計画的に進められているということなのですが、個人のメーターから奥のところでも漏れるものが、老朽化だとかでかなりあるのではないかと想像をしますが、実態はいかがでしょうか。

○上水道課長 今現在、手元に昨年の漏水減免した件数というものの数字は持っていないのですけれども、個人のお宅で発見されて、修理店にお願いしていただいて、修理工事をした時点で減免しております。ですので、今現在、検針員が検針した際に、漏水状況、前月との差を見る中で、前月との大きな差がある場合には、利用者にお知らせして確認をしていただくことで、個人宅の漏水については発見を進める形になっております。

○副委員長 そのとおりだと思うのですが、市内全体で年間、個人の漏水というのは何百件とか、そういうデータはありませんか。

○上水道課長 先ほど申し上げましたとおり、今現在、手元に数字がありませんので、後ほどお知らせするよういたします。

○副委員長 今お聞きしたのは、私が今年、自分のうちで漏水を実は経験しまして、メーター検針員から、ちょっとこれおかしいから見たほうがいいよというアドバイスがあって見ていただいたら、ものすごい量が出ていて、驚いて対処したのですが、何百トンクラスが出てしまっていて、ひどい目に遭ったのです。これは有収水量に影響し、これだけ無駄をしてしまったという反省とともに、家庭内については、そういう小まめなアドバイスを頂けたので今回対応ができたのですが、これは市内でかなりあるのではないかという気がします。

今後、広報等の機会を捉えて、自分の家の漏水を点検しましょうという啓発だとかアドバイスを小まめにやったほうがいいのかと思いますので、そんな努力もぜひして、有収率を上げる取組をしていただきたいと思います。要望にさせていただきます。

○委員長 ほかにありませんか。

後ほどというものは、どうでしょうか。

○上水道課長 後ほどまとめてお知らせします。今はまだありませんので、下水道が終わった時点でお知らせさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長 柴田委員と副委員長、採決の後でいいですか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長 それでは、皆さんからの質疑は終了といたします。

これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第7号令和3年度塩尻市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第7号については、全員一致をもって可決及び認定すべきものと決しました。次に進みます。

議案第8号 令和3年度塩尻市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

○委員長 議案第8号令和3年度塩尻市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○下水道課長 では、下水道事業会計決算の説明をいたします。51ページからの概況は、本会議の議案説明のとおりですので省略いたします。

56ページ、2工事（1）工事の概況です。建設改良費で実施しました工事は83件です。工事一覧は56ページから60ページを御覧ください。

61ページ、3業務について、（1）業務量、ア下水道事業、令和3年度の処理区域内人口は6万2,197人、水洗化人口は6万967人、水洗化率は98.0%でした。イ有収水量、処理場計で、年間処理水量は839万9,000立方メートル余、年間有収水量は672万9,000立方メートル余、有収率は80.1%でした。

64ページ、4会計（1）重要契約の要旨は、工事の部で、契約金額1,000万円以上の工事が16件、65ページ、委託の部で、契約金額200万円以上の委託が32件です。

67ページ、（2）企業債の概況、ア借入状況は、建設改良事業の財源として8件、9億5,270万円を借りました。内訳は、建設改良費の財源とするための企業債として、令和2年度繰越借入分に4件、3億3,410万円と、令和3年度分で2件、2億6,860万円を地方公共団体金融機構から30年度償還、利率は11月借入分が0.5%、3月借入分が0.7%で借入れ、企業債償還金の平準化を図るための資本費平準化債を2件、3億5,000万円を洗馬農業協同組合から3年据置き20年償還、利率0.2%で借りました。

イ償還状況は、一番下の合計の欄を御覧ください。年度末の借入総件数は406件でした。償還元金は388件、16億474万8,780円を償還し、支払利息は397件、2億6,177万2,474円、元利合計18億6,652万1,254円の支出となりました。なお、企業債明細書は99ページから111ページを御覧ください。

84ページ、決算付属書類の収支明細書を説明いたします。3収益費用明細書、明細書の金額は税込み金額です。決算説明資料14ページの収益的収入及び支出（税込）を併せて御覧ください。

収益の部、1款下水道事業収益1項営業収益、下水道使用料16億3,700万7,580円。下水道使用料は、農集排、本洗馬及び岩垂処理区の統合に伴い、前年度と比べ4,502万円余、2.8%の増となりました。備考欄、有収水量は672万立方メートル余、前年度と比べて2.6%の増となりました。なお、収納率は98.2%で、前年度より0.2ポイントの増となりました。

2目他会計負担金5億677万2,000円。前年度と比べ4,889万円余、10.7%の増となりました。このうち4,636

万円余は、農集統合に伴い農集会計からの移行分です。

85 ページ、2 項営業外収益 6 目雑収益 3 節その他雑収益のうち、浄化センター建設工事に伴う発生材売却収益 189 万円余は、令和 3 年度に竣工した浄化センター汚泥脱水機及び脱臭設備更新工事に伴い発生したスクラップ約 49 トンの売却収益です。

86 ページ、費用の部、1 款下水道事業費用 1 項営業事業 1 目管渠費は、管渠の維持管理に要する費用となっております。こちら 1 億 566 万 620 円は、管路及び 154 か所のマンホールポンプ場の維持管理修繕に要する費用です。

87 ページ、2 目浄化センター費 4 億 3,632 万 1,977 円は、広丘吉田の浄化センターの運転管理、修繕に要した費用です。主なものは、88 ページ、20 節委託料のうち、上から 4 つ目の黒ボツ、脱水ケーキ収集運搬処理委託料 1 億 2,198 万円余、これは浄化センターから発生した汚泥 5,371 トンを処理、運搬するための経費です。その下の運転管理業務委託料 1 億 2,833 万円余は、浄化センターを 24 時間体制で運転管理するための費用となっております。

23 節修繕費 4,147 万円余は、曝気装置部品交換工事、汚泥輸送ポンプ交換工事等の修繕工事に要した費用となっております。

3 目小野水処理場費 20 節委託料 2,057 万 3,349 円は、特定環境保全公共下水道小野処理区の汚水を辰野町の小野水処理センターで処理するために要した費用です。

4 目楢川処理場費 2,911 万 6,022 円は、特定環境保全公共下水道楢川処理区の汚水を楢川浄化センターで処理するために要した費用です。

90 ページ、8 目業務費 35 節負担金 7,842 万 3,000 円は、下水道使用料徴収事務に係る経費の負担金を水道事業会計へ支払ったものです。

9 目総係費は、下水道事業全般に係る事務的経費となります。

91 ページ、10 目減価償却費 1 節有形固定資産減価償却費 14 億 8,756 万 8,738 円、前年度と比べ 5,737 万円余の増。こちらにつきましては、農集排の複数の処理区を下水道へ統合したことによるものです。

92 ページ、11 目資産減耗費 1 節固定資産除却費 5,551 万 3,310 円は、下水道へ統合し、処理、運転を停止した 2 つの処理場の機器撤去工事等に伴い、除却した資産の未償却分を計上したものです。

93 ページ、4 資本的収入支出明細書となります。決算説明資料につきましては、16 ページを御覧ください。

収入の部、1 款資本的収入 1 項 1 目 1 節企業債 6 億 270 万円は、建設改良費の財源として地方公共団体金融機構から借り入れたものです。

2 節資本費平準化債は、元金償還金の負担を繰り延べ平準化するため、洗馬農協から 3 億 5,000 万円を借り入れたものです。

3 項負担金 1 目 1 節他会計負担金 3 億 3,959 万 6,000 円は、総務省の操出基準による一般会計からの繰入金です。

3 目 1 節受益者負担金 1,039 万 4,690 円は、楢川地区で、水洗化に伴い分担金の支払いが生じたもの及び楢川地区以外で新たに汚水ますを設置したことによって賦課した受益者負担金です。

4 項補助金 2 目 1 節国庫補助金 2 億 8,365 万 2,000 円は、浄化センターのストックマネジメント事業や農業集

落排水統合事業に係る国庫補助金です。

94 ページ、支出の部、1 款資本的支出 1 項建設改良費 1 目公共下水道事業管渠施設費 20 節委託料 5,914 万 5,900 円のうち、3 つ目の黒ポツ、下水道ストックマネジメント事業管路調査業務委託料 2,979 万 9,000 円は、布設後 30 年以上経過している幹線管渠のカメラ調査 10 キロメートルを実施するのに要した費用になっております。

26 節工事請負費 2 億 5,498 万 7,700 円のうち、1 つ目の黒ポツ、下水道施設耐震化等推進事業の管路耐震化工事は、塩尻町の国道 153 号内の幹線管路の耐震化 123 か所を実施するための工事費です。一番下の黒ポツ、雨水幹線整備事業の田川左岸 4 号は、野村桔梗ヶ原土地区画整理事業地周辺の雨水処理のため、管路を 464.7 メートル布設するための費用です。

3 目処理場建設費 20 節委託料 3 億 7,750 万 7,000 円、下水道ストックマネジメント事業、浄化センター建設工事委託料は、国の社会資本整備総合交付金を受け、汚泥脱水機及び脱臭設備更新を行ったものです。

95 ページ、6 目特定環境保全公共下水道事業管渠施設費 2 億 4,915 万 110 円のうち、20 節委託料、1 つ目の黒ポツ、農業集落排水統合事業、処理場設備撤去関連業務委託料 2,271 万 5,110 円は、処理場機器撤去工事を実施するため、本洗馬及び岩垂浄化センターの水槽内の汚水、汚泥を引き抜き、清掃、消毒並びにろ過材の撤去に要した費用です。

26 節工事請負費、2 つ目の黒ポツ、農業集落排水統合事業、汚水幹線工事 6,981 万 7,000 円は、岩垂及び本洗馬処理区を公共下水道へ接続するためのパワーホールポンプ 2 か所の工事費。また、2 つの処理場の改修工事、岩垂・本洗馬浄化センター改修工事 4,486 万 9,000 円は、運転を停止した旧農集排処理場を非常用汚水貯留槽とするための処理場機器撤去工事費です。

9 目事務費は、建設改良に係る事務的経費です。

74 ページ、2 令和 3 年度塩尻市下水道事業損益計算書です。損益計算書は、事業収益から経営の状況を示すものです。金額は税抜き金額です。右から 1 列目、2 列目の合計欄を御覧ください。1 営業収益 19 億 9,821 万 8,054 円、2 営業費用 22 億 757 万 9,416 円で、営業損失は 2 億 936 万円余、前年度比 2,115 万円余の減となりました。3 営業外収益 8 億 1,015 万 7,550 円、4 営業外費用 2 億 6,195 万 4,685 円で、経常利益は 3 億 3,884 万円余。ここから特別損失を差し引き、当年度純利益は 3 億 3,856 万 8,548 円、前年度比 1 億 2,168 万 7,000 円余の増。その他未処分利益剰余金変動額を加えた、当年度未処分利益剰余金は 5 億 5,544 万 9,676 円となりました。

75 ページ下の段、4 令和 3 年度塩尻市下水道事業剰余金処分計算書（案）を御覧ください。先ほど、損益計算書で生じた当年度未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を経て処分するものです。処分する額は、表中一番右の列、未処分利益剰余金の欄、当年度末残高 5 億 5,544 万 9,676 円です。処分案の内容は、減債積立金に 3 億 3,856 万 8,548 円を積み立て、自己資本金に 2 億 1,688 万 1,128 円を組み入れるものです。この処分案につきまして、議会の議決を求めます。

下水道事業会計の説明は以上となります。御審議よろしくお願いたします。

○委員長 それでは、ここで 10 分間休憩をします。11 時 15 分まで休憩といたします。

午前 11 時 04 休憩

午前 11 時 14 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開します。

○上水道課長 上水道事業で御質問いただきました件について御回答いたします。まず、柴田委員から御質問がありました給水停止の件数です。これにつきましては、令和3年度の年間の延べ件数になりますが、給水停止の予告書の発行件数が3,150件、そのうち給水停止を執行しました件数が、延べで831件となります。

次に、篠原委員から御質問がありました漏水減免の件数です。こちらも年間の数字になりますが、全部で276件でした。以上です。

○委員長 質問をどうぞ。

○柴田博委員 ありがとうございます。831件もあったということですが、これは給水停止したままということはないと思うのですが、大体どのくらいで相談がまとまって復旧しているのかは、どうでしょうか。一番長いところでのどのくらい停止したままというのが、もし分かれば。

○上水道課長 831件のうち1回目の給水停止の執行件数が668件です。その後、御相談等をして納付していただきまして、2回目の給水停止の執行が163件まで減ります。御相談いただいた中で、先ほどお話ししましたように、分割の納付をしていただく手続をしまして開けていますけれども、中には、御本人が御承知の上でしばらく止めておいて、払えるまで止めておいてもいいですとおっしゃる方もいらっしゃいます。そういった方は、またお支払いがいただけた時点で開けてはいますけれども、月によって給水停止になったままになっている方の人数は違いますので、そういった方もいるということです。

○柴田博委員 分かったらでいいのですが、1回目、2回目までで、再接続、再給水というところまでは、大体何日くらいかかるのですか。

○上水道課長 担当係長から説明いたします。

○総務係長 第1回目のときに分納誓約なりを取れた方は、そこで開けております。あと、第2回目になりますと、それで1か月ほど待ちまして、その分納誓約が納められなかったときに、また給水停止をしております。

○柴田博委員 1か月ですか。いいです。

○委員長 それでは、下水道事業会計について質疑を行います。質問のある委員はいらっしゃいますか。

○古畑秀夫委員 67ページの企業債の関係ですが、この利率が地方公共団体金融機関、洗馬農協とで、かなり利率が違うのですが、この辺はどういう関係なのでしょう。

○下水道課長 地方公共団体金融機関につきましても、上の2つは0.5%で、それ以外は0.7%ですが、これは借入れ時期の違いによるもので、上の2つは11月借入れでしたけれども、下の4つについては、年度末に借りたものについては、利率が同じ団体、借入先ですが、上昇しています。その下の洗馬農協の資本費平準化債ですが、こちらは市内の金融機関から見積りを取りまして、一番低い利率で借入れできたのが洗馬農協でしたので、そちらから0.2%で借入れをしています。

○古畑秀夫委員 金融機関によってこんなに違って、こんな小さな洗馬農協をいじめるようなことをしてはいけないような気がするが、この辺は自由に金融機関でできるといえるということですか。

○下水道課長 資本費平準化債については、市中の金融機関から調達しましたが、こちらからこれをお願いするというよりも、それぞれの金融機関に幾らで貸していただけますかという見積りを依頼して、一番低い利率で提示していただいたのが洗馬農協ということです。

○古畑秀夫委員 そうすると、その上のところも、できればその安いところで借りたらいいような気がするけれど、どうなのですか。

○下水道課長 係長から答弁させていただきます。

○総務係長 借入先です。地方公共団体金融機構は、国の政府系の機関になりますので、こちらの利率につきましては、そのときの国債の利率ですとかを基に算出されたもので、これは指示された利率になりますので、そのときの国の情勢の利率で決まっております。

○古畑秀夫委員 もう1つ、違うものでいいですか。岩垂と芦ノ田の公共下水をつないだ関係です。新たな工事をして、先ほどの説明だと緊急時にといいことで、下水処理にトラブルがあったときに、そこで独自に処理できる施設として、残してあるのでしょうか。

○下水道課長 汚水緊急貯留槽で整備しているところにつきましては、その場で大きい水槽が、コンクリートのタンクがありますので、一時的に溜めるだけの機能で、また下流側のほうで処理できるようになりましたらポンプで接続管路に放流して、処理は吉田の浄化センターで行う計画になっております。

○古畑秀夫委員 そうすると、今の説明だと、取りあえず溜めておくというだけのことなのですか。

○下水道課長 そのとおりです。

○柴田博委員 今回の関係ですけれど、これまで農集排から公共下水につないだ箇所というのは何施設くらいあったのでしょうか。

○下水道課長 令和3年度に本洗馬と岩垂の農集排を統合しましたけれども、平成22年度に北小野の上田地区の農集排があるのみです。

○柴田博委員 それで、今まで農集排の処理をしなくなったところについては、みんな今説明があったような非常用の貯留槽として使っているのですか。

○下水道課長 上田地区につきましては、そのような機能はない状態です。今後についても、奈良井川の西側にある本洗馬・岩垂・小曾部については、奈良井川の前後にマンホールポンプが2台あって、自家発電機も設置してありまして、それに備えて汚水貯留槽をやる予定です。それ以外の場所については、今のところ、具体的にそういう緊急貯留槽を整備という予定は立てておりません。

○柴田博委員 緊急貯留槽として使っていない場合については、どういうふうにしていくのでしょうか。そのまま何も入れないままで放置するのか、それとも最終的には撤去するとか、別の利用方法があるとか、その辺についてはどうですか。

○下水道課長 廃止した処理場につきましては、可能性としては応急用の資材のほか、中に備わっている機械電気設備につきましては、運転が終わったところで撤去する予定になっております。空洞になった空間については、建物とかありますので、可能性としては、今申しあげました応急用の資材の倉庫などは利用可能かと考えております。

○委員長 ほかにありませんか。

○横沢英一委員 雨水幹線についてお聞きします。今回、雨水幹線整備事業ということで、野村桔梗ヶ原土地区画整理と併せてやったものですから、464.7キロメートルということで、たくさんの延長ができたと思います。最近、降雨量が非常に多くなってきているということで、雨水幹線は、御承知のように市街化区域の雨水の処理

を主体にして計画されているのです。塩尻市の中には奈良井川右岸、田川の左岸ということで幾つもありますが、まだ整備に手をつけていないものもあるのです。それらを考えたときに、大体今、整備率はどのくらいになるのか教えていただきたいと思います。

○下水道課長 事業計画の予定の面積が1,100ヘクタールくらいありまして、実際、整備済みとカウントしていただきますのが400ヘクタールくらいありますので、おおむね4割弱が整備済みということになっております。

○横沢英一委員 率で行くとまだまだかと思います。全てが必要ということは分からないのですが、とにかく昨年の8月は、浸透ます処理のようなところは結構災害につながっているということで、あふれて苦労されている人たちもいるのです。必要な部分については、雨水幹線が入ると、全部が処理できるとは言いませんけれども、ある程度勾配の調整をすれば、浸透ます処理をしなくてもいい部分も大分出てくるので、そのようなことも考えて整備をよろしくをお願いします。

○委員長 ほかにありませんか。

私のほうから、せっかくの機会なので教えてください。下水道の有収率ですけれども、下水道の場合、どういう計算で出るのか。その有収率の増減の要因で、それが下水道経営にどのように影響してくるのか、その辺教えてください。

○下水道課長 有収率の分母につきましては、浄化センターで処理した雨水量になります。分子のほうは実際お金を頂戴した水量になりますので、その差は何かというと、雨水や地下水が下水道の管やマンホールの際間から入ってきて、その差の分というのはお金にならない量を浄化センターで処理した水量になります。今、ストックマネジメントで管口カメラ調査を老朽管で行っていますし、営業費用のほうでもカメラ調査を行って、必要な箇所を、スパン単位でないといけないところについては管更生という工法で替えたり、部分的な補修についても内面補修とか、止水という無駄な水が入らないような形で工事をしているところです。

有収率の向上のためには、地道にカメラ調査や目視調査を行って、必要な対策を行っていくことが必要となってきます。あと、有収率に影響するものとして、大雨、降水量が関係することがありまして、一度に大量の雨が降ると有収率が悪くなる傾向もありますので、そういうものにも耐えられるように維持管理していかなければならないと考えています。

○委員長 ほかに質問ある方いらっしゃいますか。よろしいですか。

それでは、自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第8号令和3年度塩尻市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第8号については、全員一致をもって可決及び認定すべきものと決しました。次に進みます。

議案第9号 令和3年度塩尻市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定について

○委員長 議案第9号令和3年度塩尻市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○下水道課長 続いて、農業集落排水事業会計決算の説明をいたします。113、114 ページの概況は本会議の議案説明のとおりですので省略いたします。

117 ページ、2 工事（1）工事の概況です。建設改良費で設置した事業は汚水ます1件となっております。

118 ページ、3 業務（1）業務量、ア農業集落排水事業、令和3年度の処理区域内人口は3,402人、水洗化人口は3,143人、水洗化率は92.4%でした。イ有収水量、処理場計で、年間処理水量は29万7,000立方メートル余、年間有収水量は26万7,000立方メートル余、有収率は90.1%でした。

120 ページ、4 会計（1）重要契約の要旨は、工事の部、契約金額1,000万円以上の工事は1件、委託の部、契約金額200万円以上の契約は7件でした。

（2）企業債の概況、ア借入状況、新規の借入はありません。イ償還状況は、表中の一番下、合計の欄、年度末の借入総件数は129件。償還元金は129件、1億5,956万9,101円を償還し、支払利息は129件、2,696万2,833円、元利合計1億8,653万1,934円の支出となりました。なお、企業債明細書は決算書の146ページから149ページを御覧ください。

次に、決算付属資料の収支明細書を説明いたします。136 ページ、3 収益費用明細書、明細書の金額は税込み金額です。決算説明資料25ページの収益的収入及び支出（税込）を併せて御覧ください。収益の部、1 款農業集落排水事業収益1 項営業収益1 目農業集落排水施設使用料は6,039万2,440円で、前年度と比べ4,517万5,000円余、42.8%の減となりました。なお、収納率は98.8%で、前年度より0.4ポイントの増となりました。

2 目他会計負担金1億2,794万2,000円は、国の地方公営企業繰出基準による一般会計からの繰入金です。

138 ページ、費用の部、1 款農業集落排水事業費用1 項営業費用1 目管渠費20 節委託料のうち、2 つ目の黒ボツ、小曾部・宗賀南部処理区統合検討及び長期利用財産処分報告書作成業務委託料440万円は、農集排小曾部・宗賀南部処理区を公共下水道へ統合するため、関東農政局と協議を行うための図書作成に要する委託費用です。

139 ページ、2 目浄化センター費4,395万6,934円は、6 か所の処理施設の運転維持管理に要する費用で、主なものは処理施設維持管理委託料、汚泥収集運搬委託料、動力費です。

6 目業務費35 節負担金404万4,000円は、農業集落排水施設使用料徴収事務に係る経費分を水道事業会計へ支払ったものです。

7 目総係費は、農集排事業全般に関連する事務的経費となります。

140 ページ、8 目減価償却費1 節有形固定資産減価償却費1億3,913万2,082円は、前年度と比べ5,858万円余の減となりました。

2 目営業外費用1 目1 節企業債利息は、事業報告の償還状況で説明しましたとおり、129件分の支払い利息で、前年度比985万円の減となりました。

3 目1 節消費税358万1,456円は、確定した消費税納税額です。

142 ページ、資本的収入支出明細書、収入の部、1 款資本的収入3 項負担金1 目1 節他会計負担金7,029万9,000円は、国の地方公営企業の繰出基準による一般会計からの繰入金です。

3目1節受益者分担金43万2,000円は、贛川処理区2件、小曾部処理区1件、合計3件分の受益者分担金です。143ページ、支出の部、1款資本的支出1項建設改良費1目26節工事請負費33万円は、住宅新築に伴い汚水ますを贛川処理区で1か所設置しました。

2項1目1節企業債償還金1億5,956万9,101円は、過去の建設事業実施のために借り入れた起債の償還金です。

127ページ、2令和3年度塩尻市農業集落排水事業損益計算書です。損益計算書は事業収益から経営の状況を示すものです。金額は税抜き金額です。右から1列目、2列目の合計欄を御覧ください。1営業収益1億8,287万1,219円、2営業費用2億1,241万4,452円で、営業損失は2,954万円余、前年度比1,178万円余の増となりました。3営業外収益8,554万6,864円、4営業外費用3,149万4,307円で、経常利益は2,450万円余、ここから特別損失を差し引き、当年度純利益は2,446万6,005円、前年度比3,763万円余の減。その他未処分利益剰余金変動額を加えた、当年度未処分利益剰余金は8,656万9,523円となりました。

128ページ下の段、令和3年度塩尻市農業集落排水事業剰余金処分計算書(案)を御覧ください。先ほどの損益計算書で生じた当年度未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を経て処分するものです。処分する額は、表中一番右の列、未処分利益剰余金の欄、当年度末残高8,656万9,523円です。処分案の内容は、減債積立金に2,446万6,005円を積み立て、自己資本金に6,210万3,518円を組み入れるものです。この処分案につきまして、議会の議決を求めるものです。

農業集落排水事業会計の説明は以上となります。御審議よろしくお願いたします。

○委員長 それでは、議案に対する質疑を行います。皆さんから御質問はありますか。

○永田公由委員 138ページの委託料の関係で、小曾部・宗賀南部処理区統合検討及び長期利用財産処分報告書作成業務委託料とあるのだけれど、小曾部・宗賀南部はいつ頃統合の予定ですか。

○下水道課長 小曾部につきましては令和5年度末、宗賀南部につきましては令和6年度末を予定しております。

○永田公由委員 それで処理場の後利用は、どんな考えですか。

○下水道課長 小曾部処理区につきましては、引き続き、先ほどの下水道関係でもお話ししましたが、汚水貯留槽としての検討をしたいと思っております。宗賀南部処理区につきましては、処理区のほうに水が流れなくなってしまうので、応急用の資材倉庫等の汚水貯留槽でない利用を予定しております。

○永田公由委員 お願いしておきたいのですけれど、あそこは野生動物のたまり場というか巣というか、出るときはすごいのです。ですので、できるだけきちんと管理してもらわないと、そこがすみかになってしまうので、そのところだけきちんと整備するようにお願いしておきます。

○委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

ないようですので、これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第9号令和3年度塩尻市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第9号については、全員一致をもって可決及び認定すべきものと決しました。
1時10分まで休憩をします。

午前11時42分 休憩

午後1時09分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。
次に進みます。

議案第27号 令和4年度塩尻市一般会計補正予算（第5号）

○委員長 議案第27号令和4年度塩尻市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。審査は区切って行います。初めに、2款総務費から7款商工費までの説明を求めます。

○財政課長 それでは、議案第27号令和4年度塩尻市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。予算書の1ページ、第1条の関係です。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億8,785万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ326億6,047万円とするものです。

それでは、歳出から御説明申し上げます。17、18ページ、2款1項5目財産管理費の白丸、基金積立金6億円の増額につきましては、地方財政法の規定により、前年度決算剰余金の2分の1以上の金額を積み立てるものです。私からは以上です。

○危機管理課長 続きまして、13目防災防犯費の白丸、防災施設・設備等整備事業であります。執務室防災拠点化工事につきましては、資材及び人件費等の高騰によりまして、当初予算350万円に対し、42万7,000円の増額をするものです。なお、財源には緊急防災減災事業債を充てて対応いたします。私からは以上です。

○福祉課長 続きまして、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、最初の白丸、ふれあいセンター施設整備維持費の50万6,000円の増額補正になります。この工事は、ふれあいセンター洗馬の受電設備の点検の結果、劣化のため漏電等の事故発生時に高圧電力の遮断ができない恐れがあり、早急な対応が必要となることから、遮断器の更新工事を行うものです。

次の白丸、生活困窮者自立支援事業の増額補正になります。こちらは、事情により住居を失った方や車中生活者など、生活に困窮されている方が住居の確保や生活の立て直しを図るまでの一定期間、一時的な宿泊場所を宿泊施設に依頼し、生活の支援をする事業費について増額をお願いするものです。なお、財源は一時生活支援事業補助金で、補助率は国が3分の2になります。

次に、2目障害者福祉費の白丸、地域生活支援事業の増額補正になります。こちらは、重度障がい者の地域生活を支援する重度訪問介護事業の利用促進に係る国庫補助について、前年度補助金額の確定に伴う返還金を支払うものです。以上になります。

○長寿課長 続きまして、5目介護保険事務費です。説明欄の白丸、介護保険事業特別会計操出金39万6,000円の増額補正となります。一般会計から、介護保険のシステム改修に係る経費の事務費操出金となります。この

ことにつきましては、介護保険事業特別会計で御説明させていただきます。私からの説明は以上です。

○福祉課長 続きまして、6目保健福祉センター管理費の白丸、保健福祉センター管理諸経費の増額補正になります。この営繕修繕料は、今年の夏の記録的な猛暑の中、保健福祉センター3階のエアコンが故障し修繕を行ったため、補正をお願いするものです。私からは以上です。

○子ども課長 19、20 ページ、2項児童福祉費2目児童運営費の白丸、日の出保育園増築事業につきましては、8月の議員全員協議会で御報告いたしましたとおり、日の出保育園の増築棟について、令和5年4月に供用開始を予定していましたが、物価高騰等による補正予算対応や開発行為などへの対応のため、今年度完了予定の工事が令和5年度まで延び、供用開始が5か月ほど遅れることとなりました。事業費の総額につきましては、建設資材高騰などの影響で、1億1,122万円増額することが判明いたしました。工事が2か年に及ぶことから、令和4年度と令和5年度で支出額を切り分け、令和4年度分の支出額を残して減額補正するものであります。

内容がやや複雑でありますので、お手元にあらかじめ配付いたしましたA4紙1枚の資料により、順を追って説明いたします。まず1番、事業費の増額について説明いたします。(1) 工事請負費の増額は、1億1,122万円となります。これは、実施設計による見込額の4億1,432万円と、当初予算3億310万円との差額です。増加の要因ですが、世界的な原材料の品薄、高騰に起因する建築資材の高騰や輸送コストの増加、円安等の影響により、建築コストが大きく上昇したことにあります。加えて、工事に関わる開発行為への対応、設計変更による増加工事もあり、当初予算を上回ることが判明しました。

増加額の内訳につきましては、(2)のとおり、資材価格高騰分が約7,626万円余、設計変更、開発行為等の増加工事分が約3,495万円余となります。資材高騰につきましては、一般財団法人建設物価調査会の最新の統計によりますと、昨年8月から今年7月までの間で、建設費が約19%増となっており、このペースで推移すると、入札を行います10月までに21%から22%程度増となることが推測されます。さらには、原材料価格の影響が大きい一次製品から二次製品への価格転嫁が進み始めておりまして、10月には、住宅設備メーカーが最大13%の値上げ、ガラスメーカー各社も最大40%の値上げを発表するなど、今後も物価高騰が進行することが懸念されますので、補正するものであります。なお、事業全体の財源につきましては、社会福祉施設整備事業債1億6,740万円、施設整備事業債2億930万円となります。

続きまして、2番、事業費の変更及び補正額の算出について説明いたします。表の左の列から事業費の各区分ごとに、A列は令和4年度当初予算額で合計3億1,165万9,000円、B列は今回の補正額で合計マイナス2億1,041万3,000円、C列はA列とB列の差でありまして、今回の補正の金額であり、合計1億124万6,000円となります。表の一番右、E列につきましては価格高騰等による増額等の事業費合計で、赤字の工事請負費が1億1,122万円増加することで、事業費合計4億2,287万9,000円となります。また、工事が2か年度にわたることから、E列の事業費合計につきましては、C列の令和4年度とD列の令和5年度それぞれの経費ごとに支出年度が分かれることとなります。よって、C列の令和4年度支出金額となるよう網かけをしましたB列の補正額を今回減額補正させていただくものです。なお、D列、令和5年度支出額のうち、管理委託料227万7,000円と工事請負費3億1,620万円につきましては債務負担行為を設定し、その以外の経費につきましても、令和5年度予算に改めて計上を検討させていただきます。私からの説明は以上です。

○家庭支援課長 その下の白丸、6目発達支援費、元気っ子応援事業、ことばの教室運営委託料103万3,000円

の増額につきましてお願いいたします。ことばの教室につきましては、児童福祉法に規定する児童発達支援を利用していない言葉の発達の遅れ、言葉の発音、リズム等に心配のある未就学児に対し、言語聴覚士が言語療法を行うものです。児童発達支援事業所でありますあすなろ園に委託しております。そちらで言語聴覚士が個別で言語療法を実施いたします。補正の理由につきましては、年度当初、児童が令和3年度11人に対し、今年度20人、約倍でのスタートなり、その後も27人ほどで推移していることによるものです。児童の増加の理由につきましては、小児科医療の逼迫、こちらはコロナの影響もありますけれども、半年から1年の予約待ちというところで受診ができないこと、本市に児童発達支援事業所が少なく、そちらへ移行ができないこと、そういったことによりまして、本教室が本市の発達支援の受け皿になっていることによるものです。私からは以上です。

○**健康づくり課長** 続きまして、4款衛生費1項1目保健衛生総務費をお願いします。説明欄の白丸、地域医療推進事業ですが、最初の黒ポツ、松本市小児科・内科夜間急病センター負担金は519万1,000円を増額するものであります。松本市小児科・内科夜間急病センター負担金につきましては、前年度の収支の差額を人口割り、利用者割りで金額を算定し負担しているのですが、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え等から、当初の見込みと比べて受診者数が少なく、大幅に減収となっていることから、収支差額が増加し、負担額が増額したことによるものです。次の黒ポツ、国民健康保険榑川診療所事業特別会計操出金につきましては、特別会計への操出金でありまして、榑川診療所においてオンライン資格確認システムを導入するための委託料を計上するために、40万2,000円を追加で繰り出すものです。私からは以上です。

○**農林課長** 次に、6款農林水産業費1項農業費8目土地改良施設維持管理適正化事業費の白丸、土地改良施設維持管理適正化事業のポンプ施設維持工事576万2,000円を増額であります。これは、北小野勝弦地籍にあります諏訪洞揚水機場の制御盤更新工事でありまして、増額の主な要因は、物価高騰のあおりを受けまして、鋼材を使用する製品などの資材費が上昇したことに伴い、工事費の増額をお願いするものであります。

その下の2項林業費1目林業総務費の白丸、林業被害対策事業の森林づくり推進支援金事業委託料2,576万円の増額であります。これは松くい虫対策の枯損木処理に係る委託料でありまして、本年度は7月末までに181か所の被害が確認され、昨年度比1.05倍となっており、昨年度を上回る被害枯損数となっております。本年度、決算見込額を4,276万円と推計いたしまして、2,576万円の増額をお願いするものであります。この委託料には、国や県の補助金として当初内示額530万円余が確定しておりますが、増額分の処理費については、今後、県に対し追加要望を行い、財源の確保に努めてまいりたいと考えております。私からは以上です。

○**産業政策課長** 補正予算書の21、22ページ、7款1項2目商工振興費の最初の白丸、企業立地促進事業の黒ポツ、用地取得費7,089万9,000円を増額につきましては、今泉南テクノヒルズ産業団地で平成13年に用地を取得しまして、平成15年から操業しております有限会社丸山化成から、自社工場の隣接地、こちらにつきましては平成18年に市が丸山化成に貸し付けている用地ですが、こちらの購入希望があったことから、その土地の売却代金を塩尻市土地開発公社への支払い残額に充てるものです。なお、財源につきましては、市有地売却収入7,907万7,000円を充当することとしております。

次の白丸、商業地活性化事業の黒ポツ、商業地活性化企画負担金420万円につきましては、コロナにより今年度の玄蕃まつりが中止となったことによる減額です。

続きまして、3目木曾漆器振興費の財源につきましては、起債の組替えによる補正です。説明は以上です。

○**観光課長** その下、5目観光費14節工事請負費129万8,000円の増額ですが、説明欄下の白丸、観光施設整備工事として、国道19号から檜川支所へ入る交差点ですけれども、国道に右折レーンを設ける拡幅改良工事に伴い、国道脇に設置してあります観光看板、檜川支所入り口、檜川小中学校などと表記のある看板が支障になると国から移設要請があったため、現在地より5メートルほど支所側に移設するための工事費129万8,000円を増額するものであります。

続いて、18節負担金補助及び交付金449万円の減額ですが、説明欄にあります観光協会運営補助金として支出している補助金のうち、夏のイベントで中止をしました高ボッチ高原観光草競馬大会、小坂田公園納涼花火大会及び塩尻玄蕃まつり、それぞれの負担金合計449万円を減額するものです。

7款商工費までにつきましては以上となります。

○**委員長** それでは、説明を受けました7款商工費までについて質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**柴田博委員** 20ページの一番上の日の出保育園の関係ですけれども、今年度分で支出される9,812万円については、どの程度のところまで工事ができる内容として行われるのか、その辺の説明をお願いします。

○**こども課長** 今年度支出されます9,812万円につきましては、当然工事に関わる場所ですけれども、工事のそれぞれの工程の範囲を設計の段階で切り分けをいたしまして、令和4年度と令和5年度で、工程できっちりと分けると。起債も絡んでくるので、そこについては専門的なところですので、私から申し上げることはできないのですけれども、切り分けをさせていただいた上でこの金額になったということです。詳細について、もし資料が必要ということであれば御準備いたしますが、いかがいたしましょうか。

○**柴田博委員** 聞きたかったのは、この金額で、例えば工事に入るまでの準備だけで行くとか、基礎工事の途中までやるとか、その辺のところ分かっていたら教えてください。

○**こども課長** 後ほど説明させていただきます。

○**永田公由委員** 今のことに関連してお伺いしますが、資材価格高騰分7,600万円余は、22%、23%くらい上乗せしたという理解でいいですか。

○**こども課長** おっしゃるとおり、現在のところは22%程度ということで盛らせていただきますが、まだ10月26日の入札まで日があるものですから、少し余裕も見た上で、今回の補正額に盛らせていただいたものです。

○**永田公由委員** 10月入札ということですが、これで行くと、不落という心配もないわけではないのだけれど、入札方法は指名競争入札で行くのですか。

○**こども課長** 入札につきましては、建設本体工事と電気あるいは機械と3つに分けて行います。不落の心配は、近隣の市町村でもかなり公共事業で出ておりますので、絶対に大丈夫とは言い切れないのですけれども、設計会社のほうでもそこはしっかり勘案した上で少し余裕を持って見積りを出していただいています。恐らくは大丈夫かとは考えております。

○**山口恵子委員** 保育園の工事の関係でお聞きします。当初より5か月ほど工事期間が延びたということで、3月4月の保育園行事で入園式とか卒園式、大事な行事がありますが、そういった行事への影響がどのような状況なのかお聞きします。

○**こども課長** 5か月ほど供用開始が延びますけれども、今現在使われております日の出保育園の園舎につきま

しては引き続き利用ができますので、入園式ですとか、夏季に向けていろいろ活動があるのですけれども、それらに関しては、影響は全くありません。

○委員長 日の出保育園の関係でほかにありますか。

○古畑秀夫委員 事業の増加で、1億1,000万円余増えるということですが、これは国なり県からの補助金といえますか支出金というのは増えてくるのかどうか。全く単費でこれだけ増えてしまうということでしょうか。

○こども課長 先ほど説明の中でもさせていただきましたが、事業全体で言いますと、市債の部分ですけれども、社会福祉施設整備事業債1億6,740万円、施設整備事業債2億930万円、こちらで賄いまして、残りは一般財源となります。

○古畑秀夫委員 この部分は全部、市が持ち出しになるということですか。

○こども課長 1億1,000万円余増額になりますので、一般財源の部分も当然増えてまいりますけれども、多くの部分は、起債によって賄われるということです。

○財政課長 若干補足説明をさせていただきますと、当初につきましては、病児・病後児保育部分については国庫補助金を使えるということで計上しておりました。ただ、今回、事業面積等の規模が膨らんだことなども含めて、トータルのどういった財源が一番有効かと検討した際に、当初の予定から、社会福祉施設整備事業債、施設整備事業債等ありますけれども、その割り振り等を変更させていただいた。また、後々の交付税で措置される分も勘案する中で、将来にわたってトータルでの市の財政負担というのが、今回の財源の変更によって1,700万円ほどの効果が出るようになりましたので、今回の補正に合わせて財源の振替もさせていただいている状況です。

○委員長 いいですか。ほかに日の出保育園についてありますか。よろしいですか。

それでは、そのほかのことでありますか。

○山口恵子委員 18ページの防災施設・設備等整備事業で、具体的な工事の内容についてお聞きします。

○危機管理課長 この工事につきましては、現在、危機管理課の事務室と会議室を隔てています間仕切りを撤去しまして、代わりに可動式のパーティションを設置するという事です。平時には事務室と会議室で利用しまして、災害時にはフロア全体を災害対策本部という形で危機管理の業務を行うという形で改修をするものであります。併せまして、各種情報を取得するためのテレビモニターを4台設置するという工事です。

○山口恵子委員 執務室を、災害時は対策本部として使用するということですが、その通信環境がとても大事になると思います。今回の一般会計の中でも意見が出ているのですけれど、デジタル戦略課では、避難所にWi-Fi環境をしっかりと整備されていますが、保健福祉センターのWi-Fi環境が十分ではないということで、ほかの委員からも意見が出ています。そういった通信環境もしっかり整えていただく必要があると思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○危機管理課長 Wi-Fi環境について申し上げますと、危機管理課のところは現在でもWi-Fiが入るような形で現在もしていただいています。

○委員長 昨日の一覧には入っていなかったですけど、いいですか。

○企画政策部長 危機管理課のWi-Fiにつきましては、市役所の通常の執務室のWi-Fi環境の強化版ということが入っております。昨日の一覧は公民館。市民交流室に災害対策本部を設置しますが、普段はWi-Fi環境がありませんが、臨時の災害用のWi-Fiを設置するという事になっております。

○委員長 いいですか。

○山口恵子委員 昨日、デジタル戦略課から頂いた資料で、市内小中学校も避難所にはなっているのですが、緊急時のみ開放するという対応になっています。市民交流室も同じような捉え方をすればいいですか。必要なときに開放されるということでよろしいですか。

○企画政策部長 学校は通常のGIGAスクール構想の中で教務用、学習用のWi-Fi設備が入っていますので、それを災害時、避難時に開放するということであります。

保健福祉センターの市民交流室につきましては、災害対策本部が設置された場合に、移動式のWi-Fiを臨時的に設置するという違いがあります。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。

○小澤彰一委員 20ページの地域医療推進事業の中の国保健康保険榎川診療所についてですが、オンライン診療と伺ったのですが、詳しい内容を教えていただけますか。

○健康づくり課長 こちらは、オンライン資格確認システムのことで。

○小澤彰一委員 将来的にこれを導入されるという意味ですか。

○健康づくり課長 こちらにつきましては、国の社会保障審議会で、令和5年4月から保険医療機関とか薬局で、このシステム導入を原則義務化することが示されまして、これを受けて設置するということです。

○小澤彰一委員 その下の林業被害対策事業の森林づくり推進支援金事業委託料で2,500万円余ですが、枯損木のどの程度の規模の処理に当たるのでしょうか。

○農林課長 これを積算した段階では145か所という被害実績であります。昨年度がトータル290か所という被害件数でありますので、このまま推移した状況で積算をしたものであります。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。

○副委員長 18ページの保健福祉センターの営繕修繕料23万8,000円ですが、エアコンの故障対応という説明だったと思いますが、エアコンが故障した分をこの補正で直すという意味ですか。それとも、既存の予算をその分使ってしまったので埋めるという、どちらでしょうか。

○福祉課長 こちらは7月中旬に故障してしまったものですから、今回、営繕修繕料の部分で修理をしまして、今回の補正で流用をかけることになっています。

○副委員長 つまり、既存の予算があって、それを使って直して、修繕料の1年通して見ると、これを埋めておかないと心もとないのでここで埋めるということではなくて、ですか。

○福祉課長 営繕修繕は、ほかに直すところもあるものですから、今回、その部分を使ってしまったものですから、今回の補正を出すということになっております。

○副委員長 それだったら結構です。これをやらないと直らないのだとすると、エアコンはまだ直ってなくて、発注、支出負担分ができていないはずだと思って聞きました。そうではないということですね。分かりました。

○委員長 ほかにありますか。

○丸山寿子委員 20ページの元気っ子応援事業のところですが、小児科医療等の逼迫によって受診できないことに対する補正で追加しているのですが、あすなろ園で、人数が11人から27人という推移の中での補正ですが、これも、これは通常の教室のほかにも、内容的に医療機関を全く補完することはできないと思うのですが、何か

内容的に違いがあるのかどうか、その辺教えてください。

○**家庭支援課長** 医療受診をされた方につきましては、そちらのドクターの指示の下、医療機関の言語聴覚士のほうで対応していきます。ことばの教室につきましては、医療受診をしていない方もお見えになるということです。その辺の医療に関する部分の専門性が、若干弱い部分もあるかと思えますけれども、ただ、こちらで頻度は少ないながらも個別支援を受けていただくことで、年長児が就学前に病院に行かなくても発音が改善して終了になったケース等もあります。まずはこちらで一旦受けて、子どもの成長は早いので、半年1年先になってしまうよりは、ここで一旦受け止めることを大事に考えております。

○**委員長** ほかにありますか。

○**子ども課長** 先ほど、柴田委員から御質問のありました、今年度の9,812万円でのどのくらいの工事が、という御質問に対する回答をさせていただきます。建物に関しましては、基礎については100%完成いたしまして、その上の骨組みができる程度となっております。外構につきましては、整地やのり面の工事、あるいは擁壁、雨水処理について工事が完了する、その程度の完了予定です。

○**委員長** ほかにありますか。では、ないようですので、次に進みます。

職員の皆さん、入替えがあればお願いします。

それでは、次に進みます。8款土木費から11款災害復旧費及び歳入の説明を求めます。

○**建設課長** それでは、21ページ中段からの8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費をお願いいたします。22ページの白丸、道路等維持事業460万円の増額につきましては、東山霊園付近の市道東山勝弦線ですとか塩嶺高原別荘地内で、昨年8月の大雨に伴う災害復旧工事を進めておりましたが、今後の災害の予防措置となる排水路の整備ですとか、今回の災害復旧工事が原因で傷んだ舗装の修繕工事を行うための費用です。

次に、3目道路新設改良費ですが、こちらは舗装工事等、一部事業を抜きまして、地方債への振替を行ったものです。以上が、2項道路橋梁費の説明となります。

○**建築住宅課長** 続きまして、5項住宅費1目住宅企画費の白丸、市営住宅管理維持補修費414万5,000円の増額についてお願いいたします。1つ目の黒ポツ、改修工事225万5,000円につきましては、吉団地E棟の外壁塗装及び屋根防水工事の事前調査として行うアスベスト含有事前調査において、既設塗材、塗料ですが、アスベストが検出されたため、その撤去、処分費に要する費用を補正するものです。2つ目の黒ポツ、移転補償費189万円につきましては、塩尻市公営住宅等長寿命化計画に基づき、用途廃止と位置づけられた住宅のうち、令和7年度用途廃止に向け、先行して移転相談中の雇用促進住宅の移転希望者、または相談中の7世帯の移転補償費を補正するものです。移転補償費につきましては、本年度当初予算で、市営住宅高出団地及び原口団地4世帯分、雇用促進住宅4世帯分、計8世帯分を予算化しておりますが、市営住宅4世帯分につきましては、全世帯の年度内移転の意思確認が済んでおりまして、先行して相談中のみどりが丘住宅につきましては、既に4世帯が移転を完了しており、現在相談中の7世帯分の移転補償費を補正するものです。私からは以上です。

○**危機管理課長** 23、24ページ、9款消防費です。1項2目非常備消防費、説明欄の白丸、消防団諸経費49万9,000円の増額につきましては、消防団員等公務災害補償等共済基金に申請をしていました助成事業が採択となったことに伴いまして、防火衣一式4セットを購入するということで、被服費を補正するものであります。なお、財源につきましては消防団員等公務災害補償等共済基金の安全装備品整備事業助成金で、補助率は10分の10で

す。また、財源についてであります。今年度購入を予定していましたが、国の消防団施設整備費補助金、補助率3分の1であります。この交付対象資機材の該当となったことに伴いまして、27万7,000円を一般財源から特定財源の国庫支出金へ振り替えるものであります。

次に、3目消防施設費の白丸、消防施設整備費については852万8,000円の増額をするものです。営繕修繕料157万8,000円の増額については、塩尻分団第2部と同第3部の詰所に設置のモーターサイレンが経年劣化等により故障したため新しいサイレンと取り替えるものでして、応急的な対応が必要であったため、予算流用により工事発注をし、現在は修繕済みの案件です。その下の黒ポツ、消火栓新設改良負担金695万円の増額につきましては、地権者からの住宅新築に当たり消火栓が支障となるという申出によりまして、消火栓を移設更新するものでありまして、4月以降、2件申出があり、その移設工事を水道事業部に委託するものであります。私からは以上です。

○教育総務課長 続きまして、10款教育費2項小学校費2目教育振興費の小学校情報教育推進費ですけれども、消耗品につきましては指導用タブレット端末、備品購入費につきましては電子黒板を購入する予定です。財源につきましては、国庫補助金の公立学校情報機器整備補助金で対応する予定です。

その下の3項中学校費2項教育振興費の中学校情報教育推進費につきましては、電子黒板を購入する予定です。財源につきましては、小学校と同じく、公立学校情報機器整備補助金で対応する予定です。私からは以上です。

○社会教育スポーツ課長 その下、5項社会教育費6目青少年育成費、白丸、青少年育成事業、黒ポツ、普通旅費につきましては、10月下旬から11月に予定しております米国ミシワカ市への青少年派遣事業を引率する随員職員の旅費につきましては、物価高騰、円安などによりまして、航空運賃等の不足が生じますので、増額補正をお願いするものとなります。

その下、6項保健体育費2目体育施設費、白丸、体育施設整備事業につきましては、消防設備などの修理のための営繕修繕料の大幅な不足が見込まれるため、増額補正をお願いするものとなります。私からは以上です。

○農林課長 資料25、26ページ、11款災害復旧費1目農業施設災害復旧費の白丸、農業施設災害復旧費の災害復旧工事629万2,000円の増額であります。これは、昨年8月の豪雨災害で被災いたしました東山1号ため池復旧工事でありまして、増額の主な要因は、ため池に流入した土砂の排出土量の増加、また、当初、土砂に埋まり被災状況が確認できなかった水位調整弁の復旧が追加になったことなどから、工事費の増額をお願いするものであります。なお、増額分の財源につきましては、国の災害復旧費として417万9,000円の歳入を見込んでおります。私からは以上です。

○建設課長 続きまして、2項土木施設災害復旧費1目土木施設災害復旧費をお願いいたします。26ページ備考欄、市単土木施設災害復旧費700万円の増額ですが、昨年8月の大雨災害に伴う災害復旧工事のうち、市道橋戸線に係るものです。市道橋戸線につきましては、令和3年度発注として3工区分の復旧工事を実施した後、本年6月に残り4工区分の災害復旧工事を発注いたしました。現在、工事を進めているところでありますが、これをやるに際し、国庫補助として認められなかった部分の工事の増額になります。具体的には、道路と平行に流れている普通河川橋戸沢の護岸補修など、道路災害としては補助対象とならない復旧工事の費用となります。

次の白丸、公共土木施設災害復旧費3,989万8,000円の増額ですが、こちらは市道高ボッチ線の地すべり対策工事に係るものです。現在、市道高ボッチ線につきましては、地すべり災害の担当部署である県の河川課の指導

を受け、調査、解析と復旧工法の検討を進めているところです。今後の国の災害査定に向け、必要な追加調査と復旧時期を少しでも早めるための地下水排除工などの応急復旧工事を行うための費用です。これにつきましては、県の河川課も市道高ボッチ線の重要性は十分に認識していただいております、早い復旧が行えるよう、国との事前協議に入っていただくものですので、今回、増額補正をさせていただき、現時点で行える対策を実施するものです。なお、現時点では一般財源での支出となっておりますが、今後、災害査定を受け、補助事業として認められた場合には、今回行う調査費や工事費も後づけで国からの補助を受ける形となります。以上が、11 款災害復旧費に係るものです。

○財政課長 続きまして、歳入の説明を申し上げますので、11、12 ページを御覧ください。それでは、歳入のうち一般財源について説明申し上げます。

まず、一番上、11 款 1 項 1 目 1 節地方交付税の説明欄、普通交付税 2 億 1,854 万 9,000 円の増額につきましては、交付決定に基づくものですが、当初の見込みと比較いたしまして、臨時財政対策債への振替が減少したということから、令和 4 年度は普通交付税が増額となっております。

13、14 ページ、中ほどの 20 款繰越金の前年度繰越金 9 億 2,289 万円の増額につきましては、前年度決算剰余金のうち 6 億円は基金へ積み立てた上、残額の中から今回の補正において不足する 3 億 2,289 万円の財源を賄うものです。

15、16 ページ、最後の 22 款 1 項 10 目 1 節臨時財政対策債 4 億 4,915 万 2,000 円の減額につきましては、先ほど申し上げました普通交付税額の決定等に基づき、補正をするものです。

4 ページ、第 2 表の債務負担行為補正につきましては、保育園 15 園の給食調理業務の委託及び日の出保育園の増築工事に伴うものです。

5 ページから 7 ページまでの第 3 表地方債補正につきましては、これまでに説明のありました市債について限度額を変更、または追加するものです。説明は以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

○中野重則委員 26 ページ、一番下の白丸、公共土木施設災害復旧費の補正であります。高ボッチ線東山ルートが地すべり現場の災害復旧に係る補正ということですが、私ども、7 月 20 日に総務産業常任委員会で現地調査をさせていただきました。そのときの状況と現在の状況はどんな状況になっているか、承知している範囲で構いませんので、現在の現場の状況についてお話をいただきたいと思っております。

○建設課長 市道高ボッチ線の関係、7 月 20 日以降の状況ですが、7 月 20 日に見ていただいた際に、道路の延長約 80 メートルが上下 2 メートルほど陥没している状況を確認していただいたところです。その際にも若干触れましたけれども、真冬、厳寒期を除いて本年 4 月頃まで地すべりが断続的に進んでおりまして、目に見える形で崩落している範囲が広がっている状況でした。

このような状況でしたので、なかなかすぐに復旧工事に手をつけることはできませんでしたが、その後も継続的に伸縮計ですとかひずみ計による調査、また、地下水の状況調査を実施してきたところ、本年 5 月から 6 月くらいを境に、大分地すべりが落ち着いてきている方向にあるという形で見えてきております。こういった状況でありましたので、7 月 20 日以降ですが、復旧に向けた作業を進めるために地すべりの学識経験者である信州大学の准教授に相談しましたところ、今回の地すべりの範囲ですとか挙動等が、我々の見解と一致しているところで

す。地すべり災害の場合、工法の検討など、有識者の裏づけが必須条件となっておりますので、一応ここをクリアできたということです。

今後、県の河川課にこういった状況を報告して、国と県が災害査定の前協議に入っていただくための準備を、現在進めているところです。これと同時に、少しでも復旧を早めるために、周辺の樹木の伐採等、必要な手続を取りながら、これまでに行っている状況です。私からは以上です。

○**中野重則委員** ありがとうございます。そうすると、7月20日に視察をして以降、そんなに大きく現状は変わっていないという、周辺の伐採はしたということでもあります。今後に向けて、災害査定の実施に向けて必要な準備を、万全を期してやっていただきたいことと同時に、一番大事な高ボッチへ行くための要衝の道路でありますので、根本的な部分からしっかり安全安心を期した形での工法検討をよろしくお願ひしたい。要望とさせていただきます。ありがとうございます。

○**委員長** ほかにありますか。

○**牧野直樹委員** 22ページの、市営住宅管理維持補修費の中の移転補償費についてお尋ねいたします。市営住宅から出ていってもらうための移転補償費ということですか。

○**建築住宅課長** おっしゃるとおり、市営住宅からほかのところへ移っていただくものです。公営住宅法に関する市営住宅につきましては、市営住宅から市営住宅へ移っていただくということになります。

○**牧野直樹委員** その契約書というのは見えていないけれど、普通、私どもから例えば人に貸している住宅は、大家が、何か月前に出ていってくださいというと、移転補償費なんてそこには発生しないと思う。市営住宅から出るときに、必ず移転補償費が発生するのか。その契約書はどうなっているのか教えてほしい。

入居するときの契約書にも、こちらの都合で出ていってもらうのに、何か月前に出ていってくださいと言えば、出ていかないといけないとあるはず。そこには移転補償費はいらない。出ていってもらうのに、今までも全部移転補償費を出しているのではないから。

○**建築住宅課長** 契約書に記載があるかどうかは、もう一度確認をさせていただきます。前回、渋沢団地等について、移転をしていただいたときには移転補償費をお支払いしています。

○**牧野直樹委員** ということは、借り主に、何か月前にそういう告知をしなかったからということで、それがあって移転補償費を出したということか。そこをよく調べてみてほしい。市営住宅に入っている人に、移転補償費をそれぞれに出したら、えらいことになってしまう。

○**建築住宅課長** 何か月前から入居者に移転についてお願いするというのは、借地借家法で定められておりますが、その辺の関係のところ、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

○**牧野直樹委員** これは、絶対そんなことはないと思う。市営住宅でも契約のときに、多分、こちらの都合で何か月前に通告すればということで、移転補償費は発生しないと思うのだけれど、違うのか。それでは、移転補償費が解決しないと、今すぐ認めるわけにはいかなくなってしまう。

その契約と、契約書を見てよく判断をして、自分たちで判断できなければ弁護士に相談して、こういう件には移転補償費が発生するのか発生しないのか、確認をしておいてもらわないと、この補正は賛成するわけにはいかない。

○**建設事業部長** 契約書の中身をこれから調べさせていただきますけれども、補償の規定があつて、補償の規定

の範囲内での今回の積算になっています。委員がおっしゃった、契約書がどうなっているのかは、今後調べさせていただきます。もし契約書にあれば支払いはしませんし、ないのであれば、そういった補償を支払うということでは、させていただきますと思います。

○**牧野直樹委員** 補償費というのは、多分家財の運搬費くらいだと思う。引越し代だね。それを市営住宅を出るたびに補償費を払っていたら、市営住宅に入れる価値もない。

○**建築住宅課長** 私ども、市営住宅建替事業実施要綱ということで、今回は、私どもの都合により出ていただくというものです。その要綱には、移転等に要する費用ということで、移転補償費を支払うということで記載されております。これによりましてお願いをしているところです。また、算出の根拠につきましては、関東地区用地対策連絡協議会の計算方式によりまして、移転料を算出しているものです。

○**牧野直樹委員** 移転料をどうのこうののではない。移転にはお金がかかって、移転補償というのは当然出る、そういう単価もあるのは分かっている。そうではなくて、その前の契約、建て替えのためにその人に出ていってもら。では、その人が入るときの契約書の中に、どういうふうに入っているのかということ。そんなこと、入っていないと思うけれど。

○**建築住宅課長** 確認いたします。

○**牧野直樹委員** 普通、皆さんがアパートを経営していて、借りる人と契約するときに、移転補償を払いますなんて契約をしないでしょう。何か月前に家主が借主に対して通告すれば、借主は出ていかないといけない、移転補償も何ももらわずに。ということでなければ、アパート経営などできない。公共施設の市営住宅だからと、何でもかんでも移転補償なんて、これはないと思うので、よくそこを確かめてくれないか。それから補正を組む、それでも間に合うだろう。今回は、そういうのが不明なのいきなり補正で認めてしまったら、後で私どもの責任もあるので。そうしてもらいたい。

○**委員長** では、回答は後ほどよろしいですか。では、ほかにありますか。

○**柴田博委員** 同じ箇所の改修工事ですけれども、先ほど説明の中で、吉田団地の塗装工事の塗料からアスベストが検出されているということですけれども、もう少し詳しくお願いします。

○**建築住宅課長** アスベストにつきましては、既に御案内のとおり、かなり公害ということで規制が厳しくなっているわけです。大気汚染防止法が強化されまして、建物の解体等でアスベストを含んだものが出る場合には、作業工程などが規制をされておりまして、取扱についてかなり強く言われております。

また、令和4年4月1日からはアスベストの含有建材の検査が必要となりまして、一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事については、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事については、県に報告が必要ということが義務づけられました。それに伴って検査いたしましたところ、現在ある塗料にアスベストが含まれていたということで、その費用が、足場囲いのシート、それから処分費、処分費の中には作業員の防護服、マスク、それから運搬車両の養生などが含まれているということで、そういうものをきちんとしなければいけないということでの補正となります。

○**柴田博委員** それで、今分かっている塗料の中に含まれているアスベストを除去して、それから新たな塗装をするということですか。

○**建築住宅課長** 現在の外壁の塗料の中に含まれておりますので、それを一度かき落として、新たに塗装をする

という作業を行います。

○柴田博委員 先ほどの話ではE棟ということでしたけれども、ほかの棟についてはどうなのでしょう。同じものが使われているとすれば、そのままにしておいていいものかどうなのか、その辺についてはどうですか。

○建築住宅課長 ほかのものにつきましては、A棟、B棟、C棟と、今回E棟を先にやらせていただいて、来年度D棟ということになります。ほかのものについても、ほぼ規定どおりに作業を進めておりますが、囲い等しながら進めさせていただいているところです。今後のものについても検査をし、含まれているのかいないのかを確認し、報告した上で作業を進めていくこととなります。

○柴田博委員 既に終わったA棟、B棟、C棟についても同じような工事をしているということですか。

○建築住宅課長 はい。同じような工事をしておりまして、それについては、当時の基準によりまして作業をしています。塗装をしますので、養生などはしておりますので、特にその辺は問題がないということです。

○柴田博委員 まだやってない、これからの分については、今のままで放置して、たまたま劣化したところから飛散するようなことは心配しなくていいのですか。

○建築住宅課長 塗料の中に含まれたものですので、今回のようにかき落としたりしない限り、飛散することはないと言われております。

○柴田博委員 何もしなくても塗装は大体劣化してくるわけですから、劣化して一部剥がれたりしたら、そこから飛散することも考えられると思いますので、よく検討して、やるなら早めにやっていただきたいと思います。

○牧野直樹委員 今回のE棟の話で、何平米あるのか分からないけれど、多分、削り取ったものも、多分、防じんというか養生の中にきちんと集める何かをしなければならぬ。そういうことをしていかなければいけない。今は本当に厳しくなって、普通の家のアスベストをやるにも、何倍もお金が上がっている。この見積りがどういう見積りか知らないけれども、220万円ばかりで足りるのか。安すぎではないかと思う。こういうところはもっと余分に盛っておけばいい。足りなくて、また補正なんてみっともなくていけない。その辺の、よく見積りとかをきちんと取った上の確信を持った数字を出してくれなければ。

○建築住宅課長 これにつきましては、見積りを取りまして、アスベストの収集と運搬処分というところでいただいております。私ども、それを基に積算させていただきました。

○牧野直樹委員 収集と運搬は、工事をやるための養生の足場を組んで行うものも全部入っていますか。

○建築住宅課長 足場等については、作業をする段階で事前にもう積算していますので、あとは、かき落とすときに、塗料に対して薬剤を散布し湿潤化する、それから、その周りのところを完全に囲うものが今回含まれております。

○牧野直樹委員 これでいいですか。このお金で間違いはないですか。

○建築住宅課長 業者もプロですし、見積りはよろしいと思います。

○副委員長 関連ですが、旧檜川支所の解体を今やっています。業者も本当に気を遣ってやっているのですが、あそこがトータル4億円という大きい工事になった一番の要因はアスベストの処理で、工費が極端な話、倍になってしまったということなのです。それからすると、1桁間違っていないか。今までの既存の予算があるとはいえ、200万円の補正でアスベスト対策がそれで全てできるといったら、では檜川支所はどうかという気がしますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○**建築住宅課長** 今回、私どもがさせていただくものにつきましては、外壁あるいは屋根のみということですが、委員がおっしゃる旧檜川支所は建物全体ということで、あそこは内部にもかなり含んでいるということをお聞きしておりますので、その差ではないかと思えます。

○**副委員長** できればいいですけども、少し心配がありましたので。

○**委員長** ほかに質問はありますか。

○**小澤彰一委員** 24ページの小学校費と中学校費のところ、備品費に電子黒板とありますけれど、これは当初予算にあったものの追加という意味なのでしょうか。実態を教えてください。

○**教育総務課長** 当初予算の追加ではなくて、このたび補正予算で新たに計上したものです。

○**小澤彰一委員** これは何台購入する予定なのでしょうか。電子黒板はかなり高額なものだと思うのですが、それにしても100万円単位なので、何台をどのように導入するのかということをお聞かせください。

○**教育総務課長** 電子黒板につきましては、小学校では5台購入する予定しております。単価は1台90万円余を予定しております。中学校につきましては、2台分を購入予定です。

○**小澤彰一委員** これはどこの学校で、何か特別な要望があったのか、何かタブレットを導入していく、そういうICT教育の中にこれが必要なのか、教えてください。

○**教育総務課長** ICT教育を進めていく中で、学校現場からは電子黒板を購入したいという要望が以前からありました。なかなか予算の関係もありましたので、全ての学校で対応していくということが難しかったのですが、このたび、国の補助金等も有効に使えるものですから、そこを活用しまして、学校の要望も以前からありましたので、この補正で計上させていただきました。

○**小澤彰一委員** どこかの学校に入れて、ほかの学校に入れないと不公平になりますので、今後、全部に導入されるという見通しなのでしょうか。

○**教育総務課長** 係長から答弁いたします。

○**学校運営係長** 今回、電子黒板7台ですけども、そもそも普通教室には電子黒板のようなものがついていません。ただ、特別教室にはついていません。既に、今までの予算で5台程度購入しております。今回7台。見積りは、当初は90万円ぐらいだったのですが、ほかの業者にも見積りを取るともう少し安く買えそうですので、そうすると、残りの学校にも全て整備できる見込みです。これは移動式になっているものですから、特別教室は幾つかありますが、移動させて必要な先生に使ってもらうという、そういう設備計画です。

○**委員長** ほかにありますか。

○**副委員長** 24ページの消防の整備で、宗賀分団のサイレンを修理したというお話ですが、さっきの私が聞いたエアコンの修理もそうなのですが、これは財政課長にお伺いしたほうがいいのかと思うのだが、不慮の支出が営繕修繕は特にあると思うのです。これを使って急な対応をするのはいい。先ほどの話だと、流用で対応して、今回埋めさせてもらったという説明だったのでお聞きをしますけれど、特にこういった予算は年間を想定して、不慮の支出に対して、特に営繕修繕などはあり得るので、使うと減っていきます。そこを一々、補正で使った部分について埋めるという作業を、全部ほかの科目もそういう考え方でやっているのですか。

○**財政課長** 営繕修繕につきましては、その内容等について、1件ずつ査定というか審査をさせていただいているところであります。そうした中で、今回のような案件に関しては、それ以外の修繕がないとか、そういうこと

もあります。そうしたときに既存の予算の中から流用して緊急的に対応させていただき、市民の安全安心を確保すると。事後になって大変恐縮ではありますが、そこに使用した金額については補正をさせていただいているという流れとなっています。

○副委員長 だとすると、これは補正の科目は消防の営繕修繕ではなくて、同じ消防費の中だとは思っているのだが、他の科目から流用だとすると、補正する先は営繕修繕ではなくて、持って行って足りなくなった科目を補正すべきでないかと思うのですが、いかがですか。

○財政課長 そのあたりの考え方は幾つかありますけれども、まず、決算というものを考えたときに、決算統計上、分類をする必要があります。したがって、営繕修繕に使ったものについては営繕修繕として補正をする。流用した場合には、流用元へ戻しを入れるということを現在行っております。

○副委員長 だとすると、この補正が済んだ後で、また科目構成というか、流用の措置を元に戻すという措置をするということですか。

○財政課長 おっしゃるとおりです。

○副委員長 全てそのように、考え方としては、ほかの科目も今のようにやっているのですか。

○財政課長 そのあたりについては、既存の予算の残額ですとか、今後の執行予定等々を見ながら、ケースバイケースで適切な対応をしているところであります。

○委員長 ほかにありますか。まだ回答は出ませんか。

それでは、暫時休憩します。

午後2時23分 休憩

午後2時34分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開します。

それでは、改めて答弁をお願いします。

○建築住宅課長 先ほど牧野委員から御質問がありましたけれども、雇用促進住宅の移転補償費の関係です。雇用促進住宅につきましては御承知のとおり、旧雇用促進事業団から私ども塩尻市が譲受けをいたしまして管理をするものです。そのときに、以前の契約とは別に、市が定めております塩尻市雇用促進住宅賃貸借契約書によりまして新たに契約を締結し直しております。その中に契約の解除ということで、解除に関する条項等を記載していますが、こちらに記載してありますのは、甲により生じた損害に対するものということが主となっております。私どもの都合により退去をお願いする場合には特に定めはありません。したがって、先ほども申し上げましたが、市の住宅等の建替事業の実施要領に基づきまして、今回移転補償費をお支払いするという事になります。

○建築事業部長 課長に付け加えまして、建て替え等を行う場合というのは、私どもからの一方的な建て替えということになります。そんな中で、今言った契約書にはそういった解除条項というのはありませんので、要領を作りまして、この補償金を払うということになっております。この要領を作るに当たっても、こういった契約書を持って弁護士に相談した結果、特にそれは支払わなくていいとかではなくて、支払ってもいいということをやっているということです。ほかの市町村も見ると、建て替えの事業については、こういった要領を設けて補償金

を払っているというところですよ。

○**牧野直樹委員** 分かりました。そういうことで、そういう要綱でまた違う契約をしてあるということが分かりました。では、違うほかの市営住宅、今、一番古いのは松原か、でもまだ建て替える計画もないか、ということは普通の契約になっているということですか。今後、もし建て替えるという計画になると、またこういう要綱で契約をするということですか。

○**建設事業部長** 建て替えに関するものは、この要領をもって補償契約を交わして補償金を支払っていくということです。もともとの契約の中で、そういった先ほど言ったような、何か月前までに市から退去を申し出ればいいという、そういう条項は入っていないものですから、建て替えについては、建替事業に関する実施要領を作って、補償金を支払っていくということになります。

○**牧野直樹委員** 普通のアパートのそういう契約と、市がやる市営住宅のそういう契約というのは違うのか。例えば、アパートをやっている人は何年契約であって、あと、更新が毎年1年ずつ更新していくのだけれど、最初にやった契約のうちの中で、家主の都合で出ていってもらうときにはそれなりのものを払うのだけれど、更新していくときのものは、何か月前に家主が申し出れば、普通に移転補償も何もなくて出ていってもらえるのだけれど、市営住宅は全く違うということですか。借主に甘いのか。

○**建設事業部長** 契約の中で、解除をするときに補償金を支払わないとか、そういう規定が入っていないので、弁護士と相談する中で、こういう要領によって補償金を支払うということで、今は補償金を支払っていくということで事業を進めているということですよ。

○**牧野直樹委員** それは、補償金を支払う前提に立っているもので、そんなことをやったら市営住宅に入っている人に、湯水のごとく役所からお金が出ていってしまう。そうではなくて、入居するときに、補償金を自ら出すようなそういう契約をしているのか。

○**建設事業部長** 今の契約書を読む限りは、今入っている方が滞納したりとか、何か違法なことをしたりとか、暴力団に加入して、そういうことがあった場合には解除をするという規定になっています。建て替えという、もともとそれがはっきり何年前に入るときに分かっていて、そう言えばどうなるのかは、法律的なことは解釈が分からないのですけれども。

今の契約書で見ると、そういった建て替えによって出ていっていただきたいときには特にその定めがないものですから、補償金をお支払いする要領を、事業をするために要領を作って、それによって支払いをしているということです。要領を決めたときに弁護士に相談しても、そういうやり方ということで確認を取っているということです。

○**牧野直樹委員** 民間のそういう賃貸のアパート経営をしている人たちとは少し感覚が違うのだね。では、これはいいです。

○**委員長** もう1点、アスベストについて、もう一回、正確な答弁をお願いします。

○**建設事業部長** アスベストの関係、先ほども答弁はしているのですけれども、壁を直すときには、もう足場とか囲いというのは前の当初予算の中で入っています。今回、アスベストが出たところを研磨したりするときに、そのものが飛散しないための部分なので、そんなに労務的にも単価も高くないものですから、正式に見積りをいただいた中でこの補正をしています。それ以上増えるというのは、入札の時点で見積りをいただいているので

大丈夫だと思いますので、この補正の額で結構です。

○委員長 柴田委員、いいですか。

○柴田博委員 はい。

○委員長 ほかに質問はありますか。

ないようですので、質疑を終了とします。自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第 27 号令和 4 年度塩尻市一般会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 27 号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 32 号 令和 4 年度塩尻市一般会計補正予算（第 6 号）について

○委員長 それでは、議案第 32 号令和 4 年度塩尻市一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。説明を求めます。

○財政課長 それでは、議案第 32 号令和 4 年度塩尻市一般会計補正予算（第 6 号）について御説明を申し上げます。予算書 1 ページ、第 1 条の関係です。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 5,113 万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 328 億 1,160 万円とするものです。

それでは、内容につきましては歳出から申し上げますので、9、10 ページを御覧ください。以降、担当の課長から御説明申し上げます。

○先進産業振興室長 では、7 款 1 項 2 目商工振興費、説明欄の白丸、塩尻型 M a a S 構築事業 1 億 5,000 万円の増額補正について御説明申し上げます。こちらは、塩尻市振興公社を事業主体として官民連携によって行う自動運転の実証実験に対する負担金を支出するため、増額補正するものとなります。

まず、本事業の概要について申し上げます。本市における自動運転事業につきましては、8 月 5 日の議員全員協議会でも御説明しましたが、塩尻駅を中心とした市街地において、2025 年度に社会実装を目指しております。今年度、今回補正させていただく部分に関しましては、その 3 分の 1 のルートにおいて走行実証を行うものとなります。補正の理由としましては、本事業の財源となります国土交通省地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転実証調査事業）に 8 月 22 日付で採択内示を受けたことによるものです。なお、財源措置は 10 分の 10 となります。

事業について、中身を御説明いたします。まずルートですが、塩尻駅から市役所、そこから国道 19 号の市役所口交差点、丁字路のところ、志学館高校に行き、そこからまたえんぱーくに戻り、塩尻駅。このルートを周遊するルートとなります。全長 3.2 キロとなりまして、実施時期につきましては、実証走行は 11 月下旬から 1 月中旬にかけて行います。そのうち一般試乗、現在の予定ですと 12 月中旬、1 月中旬にそれぞれ予定をしております。

す。なお、チューニング作業がありますので、自動運転車両自体は10月から走行を開始する予定です。

今回の事業体制につきましては、先ほど申し上げたとおり、塩尻市振興公社を事業主体としまして、2020年1月に包括連携協定を締結しました企業に加えまして、新たな企業、大学等も参画し、かつ国土交通省、経済産業省、内閣府、警察庁の各省庁にも支援をいただく体制を組成しております。

最後に、今回の事業の特徴について申し上げます。今回、自動運転のレベルとしてはレベル2走行となります。車両につきましては、昨年度から使用していますグリーンスローモビリティの車両を今回も活用します。今回、それぞれの乗降拠点に固定型のデジタル端末を用いました停留所を設置しまして、一般試乗の際はそちらを活用していただくのと、その制御に関しましては自動運転の運行管制システムを今回構築するものです。あと、今回から新たに、信号連携、遠隔監視が技術的要素として加わっております。なお、この自動運転のルートに関する3次元の高精細地図につきましては今までに引き続きKADOが製作をし、さらに今年度新たなチャレンジとしまして、次年度以降の自動運転の運用コストを下げるために、地域の交通事業者だったりKADOに対して、自動運転技術の移転も同時に行うものとなります。私からの説明は以上です。

○平出博物館長 続きまして、10款教育費5項社会教育費7目文化財保護費、1つ目の白丸、埋蔵文化財保護事業につきましては、塩尻協立病院の非常用電源設備設置工事に伴いまして、事業予定地内にあります五日市場遺跡の発掘調査を事前に実施する必要が生じたため、発掘調査に従事される作業員賃金及び費用弁償、土砂の除去等を行う重機借上料等を埋蔵文化財発掘調査費用として113万円を増額補正するものとなっております。なお、財源につきましては、塩尻協立病院からの発掘調査委託金です。以上、よろしくお願いたします。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○山口恵子委員 塩尻型Ma a S構築事業についてお聞きします。今回の実証実験はレベル2走行という説明がありました。レベル2だと、何かあったときの事故責任とかはドライバー側にあるというふうに理解をしております。車の性能ではなくドライバー側に責任が求められるということですが、その責任のドライバーはどなたが行うのか、また、その責任について補償はどのようにお考えになっているのか、どこが責任を取るのか、その辺についてお聞きします。

○先進産業振興室長 まず、責任の所在に関しましては、委員、御指摘のとおりです。レベル2の場合は、ドライバーに事故責任等が生じます。今回の実証実験、大きく2段階に分かれておりまして、最初、11月から12月にかけては、昨年までと同じように、ティアフォー、アイサンテクノロジーという一緒に連携している企業がドライバーも担っていただき、そこが責任を負っていくと。かつ、補償に関しましては、今回の座組の中に損害保険会社が入っていますので、そこがインシュアテックという形で、事前に全てのリスク管理も行っております。

さらに今回新たなチャレンジとしまして、1月をめどとしているのですが、後期の実証実験に関しましては、ドライバーを地域の交通事業者にお願しようとして調整をしております。その場合、同様に事故責任はドライバーに生じますので、そのリスクも含めて、地域の交通事業者と損害保険会社と一緒に調整をしているところです。

○山口恵子委員 よく分かりました。それで、これは市の事業を公社に委託してやるのですけれども、公社なり市が責任を負うようなことはないかと理解してよろしいでしょうか。

○先進産業振興室長 事故責任に関しましては、先ほど申したとおり、運行しているドライバーに生じます。仮

に、ドライバーに起因しない事故が起こったケースというのも実は想定をしております、その件に関しましては損害保険会社と一緒に、事故責任については、振興公社と市にリスクが及ばないように今考えているところで

す。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。

○西條富雄委員 吉報をずっと待っているのですけれども、夏のDigi田甲子園、投票して1か月近くなってきたのですが、何か朗報はないでしょうか。優勝を狙ってエントリーしたのですけれども、その辺は入っていませんか。

○先進産業振興室長 その件は、のるーとのDigi田甲子園でよろしいでしょうか。まず、担当課が都市計画課となりますので、正式な回答は都市計画課から。

○委員長 ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 Ma a Sの関係ですが、2025年には塩尻駅周辺を、これはレベル2ではなくて無人で周辺3キロだとかができるということですか。それと、将来は一体どの程度まで、どんなふう自動運転を想定しているのか、分かる範囲でお願いします。

○先進産業振興室長 2025年の社会実装のイメージとなりますけれども、自動運転のレベルで申しますとレベル4を現在目標としております。ただ、あくまで目標として、かなり難関なチャレンジだと認識しております。レベル4になった際も、実は運転席に人が座るか座らないかというのは選択ができて、安全も考えますと、現在は運転席に人が座った形でレベル4を運行したいという形で民間企業とは調整をしております。

塩尻市で今計画しております自動運転の実証実験に関しましては、2025年を一旦の目的地点として考えておりましたが、ただ、その時点では、レベル4という技術レベルにとどまると今は想定をしております。自動運転レベル1から最後レベル5まであるのですけれども、一旦レベル4。その際、どのような形で実装ができるかというところは、前回議員全員協議会でもお話をいたしました。自動運転車両を一年中、この駅を中心とした周遊させるルートは今考えておまして、それをのるーと、もしくはMa a Sの仕組みとしてアプリに組み込んで、一般の利用者の方がいつでも乗れる形を取っていきたくて考えております。

その際、車両に関しては今使っているグリーンスローモビリティではなくて、いわゆる中型のEV車両を用いたり、あとは、運行に関しましてはコストを下げる意味で地域の交通事業者、あとはKADOにおいてオペレーションを担っていく、そのような形で考えております。

創出される成果、効果として我々が期待しているのは、1つは、もちろん交通としての交通課題の解決への効果も期待しているのですけれども、大きな都市部の、この自動運転実証実験、先端的なことをやることによって、都市部企業が集積をここに掛けてくれて、新たなサービスが生まれていく。例えば、今現在、実装を進めているのるーとを担っていただいているネクスト・モビリティも自動運転の実証実験からの縁で始まりました。さらに期待しているもう1つの効果としましては、この自動運転を介在とした、特に子どもに対するキャリア教育の機会の創出であったり、地域の愛着醸成、そのようなことを、私ども、一旦2025年までの効果としては考えております。

○古畑秀夫委員 もう1ついいですか。埋蔵文化財で、こういう埋蔵文化財があった場合は、国の要請でこういう埋蔵しているものを掘って保存しなければならないということかどうか。個人に負担をかけるというのは、何

か国が負担すべきではないかと思うのですが、この辺の考え方はどうなのですか。

○平出博物館長 埋蔵文化財の発掘調査につきましては、文化財保護法の中に規定されているものになります。ただし、埋蔵文化財発掘調査、例えば、個人住宅等につきまして調査に及ぶ場合、あと、遺跡の発掘に伴います前段階の試掘調査等につきましては市の負担になっております。今回のような営利目的という、営利を発生するような事業に関しましては、原因者負担ということが原則となっておりますので、負担となっておりますけれども、一般の個人に関しては負担がかかるようなことはないのが現状になっております。

○委員長 いいですか。ほかにありますか。よろしいでしょうか。

ないようですので、質疑は終結いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第 32 号令和 4 年度塩尻市一般会計補正予算（第 6 号）は、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 32 号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

職員の入替えのため、休憩します。

それでは、次に進みます。

議案第 28 号 令和 4 年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○委員長 議案第 28 号令和 4 年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第 28 号令和 4 年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。議案の別冊 1 ページ、第 1 条になりますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,051 万 8,000 円を追加し、予算の総額を 66 億 7,816 万円とするものとなります。

歳入から説明いたします。7、8 ページ、事項別明細をお願いいたします。6 款 1 項 1 目繰越金につきましては、令和 3 年度決算による繰越額に伴い、前年度繰越金の当初予算との差額 8,051 万 8,000 円を増額するものとなります。

次に、歳出を説明いたしますので、9、10 ページをお願いいたします。5 款 1 項 1 目財政調整基金積立金につきましては、歳入の前年度繰越金を財源といたしまして 8,051 万 8,000 円を財政調整基金に積み立てるものとなります。説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。質問のある方はいらっしゃいますか。

ないようですので、自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第 28 号令和 4 年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 28 号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第 30 号 令和 4 年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）について

○委員長 議案第 30 号令和 4 年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。説明を求めます。

○健康づくり課長 それでは、議案第 30 号令和 4 年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）をお願いいたします。1 ページ、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 40 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,502 万 3,000 円とするものです。

歳出から説明いたします。9、10 ページ、1 款総務費 1 項 1 目一般管理費の説明欄白丸、一般管理事務費ですが、オンライン資格確認システム導入委託料が 40 万 2,000 円です。先ほどの一般会計補正予算の審査の中で、繰越金のところで説明いたしましたが、5 月に開催されました国の社会保障審議会で、令和 5 年 4 月から保険医療機関、薬局でのシステム導入を原則義務化すると示されたことによりまして、これに対応するものです。

続いて、歳入ですが、7、8 ページをお願いいたします。1 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金、説明欄の黒ボツ、一般会計繰入金が 40 万 2,000 円です。なお、このオンライン資格確認システムの導入に関しましては、国から事業費の実費補助をするということが示されておりまして、こちらにつきましてはシステム設置終了後に申請することとなっております。説明は以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

ないようですので、自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第 30 号令和 4 年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 30 号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第 31 号 令和 4 年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○委員長 議案第 31 号令和 4 年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第 31 号令和 4 年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）につい

て説明いたします。同じく議案別冊1ページの第1条から御覧ください。歳入歳出予算の総額にそれぞれ298万9,000円を追加し、予算総額を8億6,781万8,000円とするものとなります。

歳入から説明いたします。7、8ページ、4款1項1目繰越金につきましては、令和3年度決算による繰越しに伴い、前年度繰越金の当初予算との差額264万3,000円を増額するものです。

その下、5款2項1目保険料還付金につきましては、この後、歳出で説明いたします保険料還付金の増額補正分34万6,000円を、最終的に長野県後期高齢者医療広域連合が負担することとなるため、歳入におきましても、歳出補正額と同額となります34万6,000円を補正するものとなります。

続きまして、歳出を説明いたします。9、10ページ、2款1項1目広域連合納付金につきましては、保険料等徴収納付金を、歳入の繰越金に合わせて264万3,000円増額するものとなります。こちらは、出納整理期間中に徴収した前年度分の保険料等を翌年度、令和4年度に繰り越しまして、令和4年度の納付金として長野県後期高齢者医療広域連合へ納付する会計処理によるものとなります。

続いて、3款1項1目保険料還付金につきましては、令和3年度出納閉鎖時の保険料の還付未済分を被保険者に還付するため、34万6,000円を増額補正するものとなります。説明は以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。質問のある方はいらっしゃいますか。

ないようですので、これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第31号令和4年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第31号については、全員一致を持って可決すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第29号 令和4年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○委員長 議案第29号令和4年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 それでは、議案第29号令和4年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。議案別冊の1ページを御覧ください。歳入歳出予算の補正につきましては、第1条になりますが、歳入歳出予算にそれぞれ1億4,539万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億5,171万円とするものです。

それでは、事項別明細書について御説明いたします。初めに歳出を御説明いたしますので、11、12ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費、説明欄の白丸、介護保険事務諸経費の79万円の増額につきましては、この10月に介護報酬の改定が予定されております。その改定に伴いますシステム改修の経費になりまして、国からの補助率2分の1の39万4,000円の収入を見込んでおります。

続いて、4款1項2目償還金につきましては、令和3年度の事業実績により、国、支払基金、県に返還をするためのものです。

6款1項1目介護保険支払準備基金積立金につきましては、歳入の前年度繰越金を財源といたしまして、償還金分を差し引きました9,392万9,000円を積み立てるものです。

続いて、歳入を御説明いたしますので、7、8ページをお願いいたします。3款2項4目保険者機能強化推進交付金及び5目介護保険保険者努力支援交付金につきましては、令和4年度の事業の取組に対する交付金としまして計上するものです。

次の4款1項2目地域支援総合事業交付金につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業の令和3年度の実績に基づく追加交付になります。

続いて、6款1項5目その他一般会計繰入金は、介護報酬の改定に伴う介護保険システム改修に係る市の負担分を一般会計から繰り入れるものです。

次の2項1目の基金繰入金につきましては、介護保険支払準備基金繰入金ですが、前年度繰越金や精算による追加交付の歳入と償還金による歳出の差額分を減額補正するものです。

9、10ページ、7款1項1目繰越金につきましては、中央地域包括支援センターのケアマネジメントに係りますサービス事業繰越分と保険事業の前年度の繰越分となります。私からの説明は以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

ないので、自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第29号令和4年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第29号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託された案件につきましては審査を終了といたします。

理事者から挨拶があればお願いします。

理事者挨拶

○副市長 4日間にわたりまして、申し上げました議案につきまして御審査をいただきました。全ての案件についてお認めをいただきました。大変ありがとうございました。

○委員長 ありがとうございました。

以上をもちまして、9月5日から本日までの4日間にわたる9月定例会予算決算常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午後3時10分 閉会

令和4年9月8日（木）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

予算決算常任委員会委員長 中村 努 印